

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成24年10月19日提出
【計算期間】	第2期（自 平成23年7月23日 至 平成24年7月23日）
【ファンド名】	H S B C ブラジル株式オープン（野村SMA向け）
【発行者名】	H S B C 投信株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役 松田 庄平
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋三丁目11番 1 号
【事務連絡者氏名】	村中 広司
【連絡場所】	東京都中央区日本橋三丁目11番 1 号
【電話番号】	代表（03）3548-5690
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

当ファンドは、SMA（セパレートリー・マネージド・アカウント）にかかる契約に基づいて、SMA取引口座の資金を運用するためのファンドです。

① ファンドの目的

当ファンドは、「H S B C ブラジル マザーファンド」^{*1}への投資を通じて、主にブラジル連邦共和国^{*2}の株式等に投資することにより、信託財産の中長期的な成長を目指します。

^{*1} 以下、「マザーファンド」といいます。^{*2} 以下、「ブラジル」といいます。

② ファンドの基本的性格

当ファンドは、「追加型投信／海外／株式」^{*}に属します。

^{*} 社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づく商品分類です。

当ファンドの商品分類および属性区分は、以下のとおりです。

〔商品分類〕			〔属性区分〕				
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
単位型 追加型	国内	株式 債券	株式 一般 大型株 中小型株 債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性	年1回	グローバル	ファミ リー ファンド	あり
	海外 内外	不動産投信 その他資産 資産複合	不動産投信 その他資産(投資 信託証券(株式)) 資産複合 資産配分固定型 資産配分変更型	年2回 年4回 年6回 (隔月) 年12回 (毎月) 日々 その他	日本 北米 欧州 アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東 (中東) エマージン グ	ファンド ・オブ ファンズ	なし

※ 属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

(注) 当ファンドが該当する商品分類および属性区分を網掛け表示しています。

〔商品分類〕

1) 単位型投信・追加型投信の区分

「追加型」は、一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ、従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

2) 投資対象地域による区分

「海外」は、目論見書または約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

3) 投資対象資産による区分

「株式」は、目論見書または約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

〔属性区分〕

1) 投資対象資産による属性区分

「その他資産（投資信託証券（株式））」は、投資対象資産による区分がその他資産（投資信託証券）で、親投資信託への投資を通じて株式に実質的に投資するものをいいます。このため、上記「商品分類」の「3）投資対象資産による区分」では、収益の源泉である「株式」と記載しております。

2) 決算頻度による属性区分

「年1回」は、目論見書または約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。

3) 投資対象地域による属性区分

「中南米」は、目論見書または約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

4) 投資形態による属性区分

「ファミリーファンド」は、目論見書または約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズ）にのみ投資されるものを除きます。）を投資対象とするものをいいます。

5) 為替ヘッジによる属性区分

「為替ヘッジなし」は、目論見書又は約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。

※商品分類および属性区分の定義は、当ファンドに該当するものについてのみを記載しています。詳細につきましては、社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）をご覧ください。

③ 信託金の限度額

信託金の限度額は、5,000億円としますが、受託会社と合意のうえ、限度額を変更することができます。

④ ファンドの特色

1) ブラジルの株式等に投資します。

・マザーファンドへの投資を通じて、以下の株式等に投資します。

投資対象企業	●ブラジル国内の企業 ●ブラジル経済の発展と成長に関連し、収益のかかなりの部分をブラジル国内の活動から得ている、ブラジル以外の国の企業
投資対象有価証券	●ブラジルの証券取引所(サンパウロ証券取引所)に上場あるいはその他の取引所または取引所に準ずる市場で取引されている投資対象企業の株式 ●投資対象企業のADR(米国預託証券)やGDR(グローバル預託証券)等 ※預託証券とは、ある国の会社の株式を海外でも流通させるために、当該株式を銀行等に預託し、その見合いに海外で発行される証券のことをいいます。

- ・株式の実質組入比率は、原則として高位に維持します。
- ・実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

2) M S C I ブラジル10/40指数*（円ベース）をベンチマークとして、中長期的に当該インデックスを上回る投資成果を目指します。

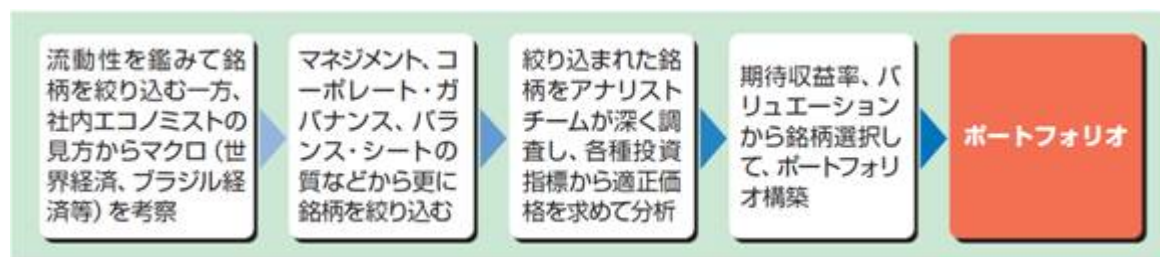
* M S C I ブラジル10/40指数とは、ブラジルの証券取引所に上場する企業を対象とした一般的な指数であるM S C I ブラジル指数に対し、投資信託に合わせた調整（一銘柄の構成比率の上限を10%にする、かつ5%を超える銘柄グループの合計の上限を40%にする等）を加えた浮動株調整後時価総額加重平均を算出した指数をいいます。なお、当該指数は、M S C I 社（MSCI Inc.）が開発、計算する指数で、同指数に関する著作権、知的財産その他の一切の権利はM S C I 社に帰属します。また、M S C I 社は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。当ファンドのベンチマークとしては、同指数を委託会社が円換算した数値を使用しています。

3) H S B C バンク ブラジル エス エイ-Banco Múltiploが運用を行います。

- ・運用委託契約に基づいて、H S B C バンク ブラジル エス エイ-Banco Múltiploに、マザーファンドの運用の指図に関する権限を委託します。

※運用の指図に関する権限の委託を中止または委託の内容を変更する場合があります。

・投資プロセス



- ・HSBCグローバル・アセット・マネジメントに加え、HSBCグループ内の情報ソースを活用します。

《HSBCグループおよびHSBCグローバル・アセット・マネジメント》

HSBCグループの持株会社であるHSBCホールディングスplcは、英国に本部を置いています。HSBCグループは、ヨーロッパ、アジア太平洋地域、アメリカ大陸、中東、アフリカにまたがる80を超える国と地域に約7,200の拠点を擁する世界有数の金融グループです。その歴史は、1865年の創業に遡ります。

HSBCグローバル・アセット・マネジメントは、HSBCグループに属する資産運用会社の総称です。ロンドン、パリ、ニューヨーク、サンパウロ、香港、シンガポール、ムンバイ（ボンベイ）、東京等、世界約30の国と地域に拠点を有しています。HSBC投信株式会社は、HSBCグローバル・アセット・マネジメントの一員です。

※上記は本書提出日現在知りうる情報であり、今後変更になることがあります。

（2）【ファンドの沿革】

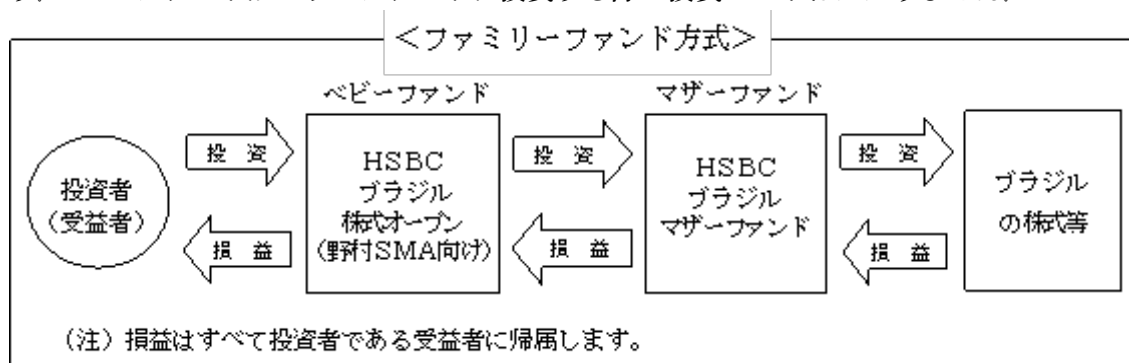
平成22年7月30日 信託契約締結、当ファンドの設定および運用開始

（3）【ファンドの仕組み】

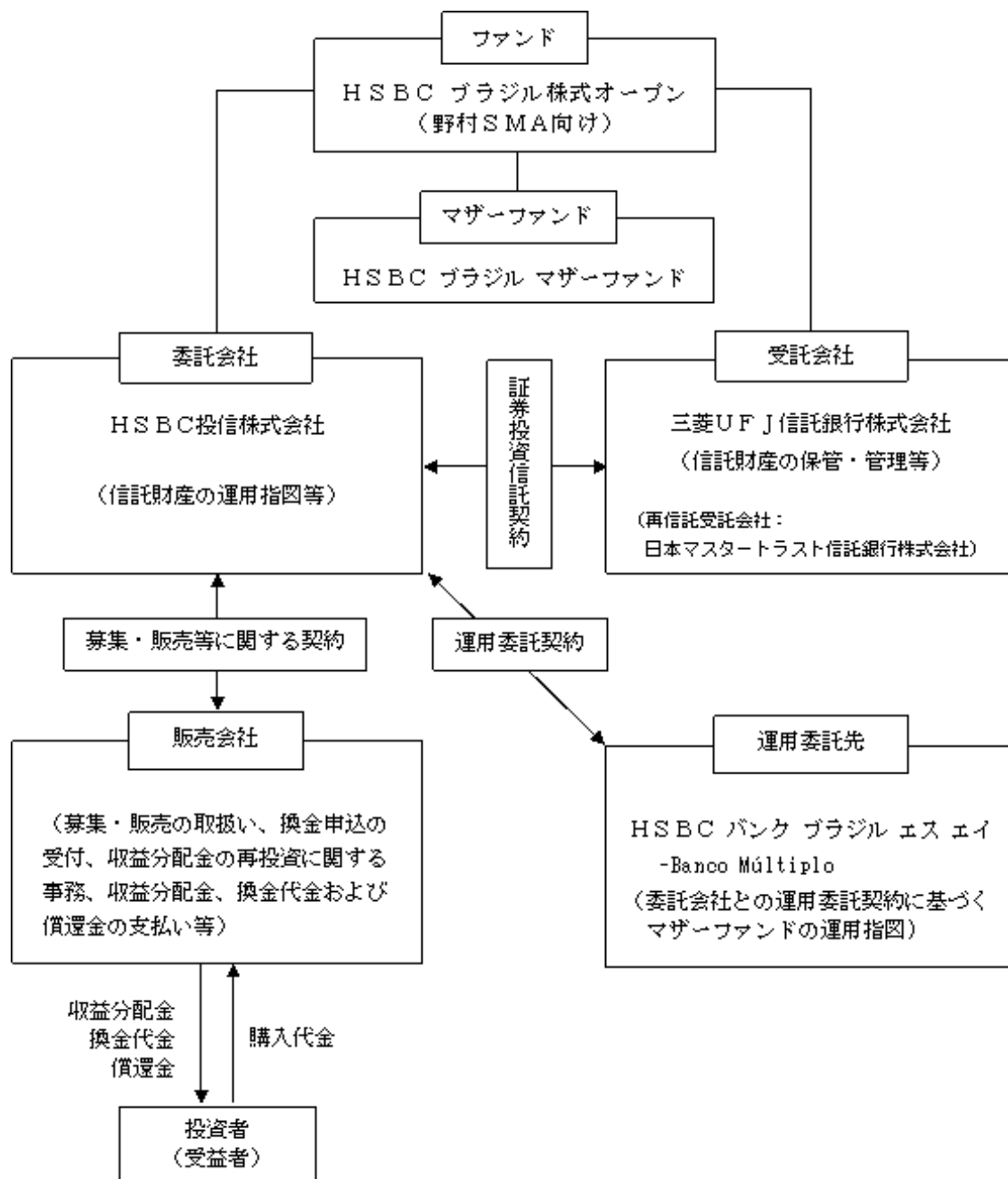
① ファンドの仕組み

当ファンドはファミリーファンド方式で運用を行います。

ファミリーファンド方式とは、投資者が投資した資金をまとめてベビーファンド（当ファンド）とし、その資金を主としてマザーファンドに投資して、実質的な運用をマザーファンドで行う仕組みです。ベビーファンドがマザーファンドに投資する際の投資コストはかかりません。



② 関係法人の概要



＜委託会社が関係法人と締結している契約等の概要＞

- 1) 受託会社と委託会社の間では「証券投資信託契約」が締結されており、信託財産の運用方針、信託報酬の総額、募集方法に関する事項等が定められています。
- 2) 販売会社と委託会社の間では「募集・販売等に関する契約」が締結されており、募集および一部解約の取扱いに関する事項、収益分配金の再投資に関する事務、収益分配金、換金代金および償還金の支払いの取扱いに関する事項等が定められています。
- 3) 投資顧問会社と委託会社との間では「運用委託契約」が締結されており、マザーファンドの運用指図に関する権限の委託にあたっての投資顧問会社の義務、報酬、法令遵守等が定められています。

③ 委託会社の概況

1) 資本金の額（本書提出日現在）：495百万円

2) 会社の沿革

昭和60年 5月27日 ワードレイ投資顧問株式会社設立

昭和62年 3月12日 投資顧問業の登録

昭和62年 6月10日 投資一任契約に係る業務の認可

平成 6年 2月17日 エイチ・エス・ビー・シー投資顧問株式会社に商号変更

平成10年 4月24日 エイチ・エス・ビー・シー投信投資顧問株式会社に商号変更

平成10年 6月16日 証券投資信託委託業の認可

平成15年 3月 1日 H S B C アセット・マネジメント株式会社に商号変更

平成17年 4月25日 H S B C 投信株式会社に商号変更

平成19年 9月30日 金融商品取引業の登録

3) 大株主の状況

(本書提出日現在)

氏名または名称	住所	所有株式数 (株)	所有比率 (%)
H S B C グローバル・アセット・ マネジメント・ホールディングス（バハマ）リミテッド	バハマ連邦 ニュー・プロビデンス 州 ナッソー市 ワン・ベイ・スト リート、 センター・オブ・コマース 306	2,100	100.00

2【投資方針】

（1）【投資方針】

① 基本方針

当ファンドは、信託財産の中長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。

② 投資態度

- 1) 主としてマザーファンドの受益証券に投資します。
- 2) 投資状況に応じ、マザーファンドと同様の運用（主としてブラジルの株式（A D R、G D R等を含みます。）に投資）を直接行うことがあります。
- 3) M S C I ブラジル10/40指数（円ベース）をベンチマークとして、中長期的に当該インデックスを上回る投資成果を目指します。
- 4) 株式の実質組入比率は、原則として高位に維持します。
- 5) 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- 6) 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、デリバティブ取引を行うことができます。
- 7) 償還準備に入った場合、市況動向、大量の追加設定または解約によるファンドの資金事情等によっては、上記の運用が行われないことがあります。

（2）【投資対象】

① 当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- 1) 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - (a) 有価証券
 - (b) デリバティブ取引に係る権利
 - (c) 金銭債権
 - (d) 約束手形
- 2) 特定資産以外の資産で、次に掲げる資産
 - (a) 為替手形

② 投資対象とする有価証券の指図範囲等

委託会社は、信託金を、主として親投資信託であるマザーファンドの受益証券および次の1) から22) までの有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

- 1) 株券または新株引受権証書
- 2) 国債証券
- 3) 地方債証券
- 4) 特別の法律により法人の発行する債券
- 5) 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
- 6) 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
- 7) 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
- 8) 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
- 9) 特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
- 10) コマーシャル・ペーパー
- 11) 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
- 12) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前記1) から11) までの証券または証書の性質

を有するもの

- 13) 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
- 14) 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
- 15) 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
- 16) オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限りします。）
- 17) 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
- 18) 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- 19) 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限りします。）
- 20) 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
- 21) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
- 22) 外国の者に対する権利で前記21)の有価証券の性質を有するもの

なお、1)の証券または証書、12)および17)の証券または証書のうち1)の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2)から6)までの証券ならびに12)および17)の証券または証書のうち2)から6)までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、13)および14)の証券（投資法人債券（外国投資証券で投資法人債券に類するものを含みます。）を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

③ 投資対象とする金融商品の運用指図

前記②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。以下同じ。）により運用することの指図ができます。

- 1) 預金
- 2) 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- 3) コール・ローン
- 4) 手形割引市場において売買される手形
- 5) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- 6) 外国の者に対する権利で前記5)の権利の性質を有するもの

当ファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を前記1)から4)までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

■ 受託会社に対する管理体制

信託財産の管理業務に対する正確性、適切性などに関して、定期的に内部統制に関する報告書を受領します。

■ ファンドの運用に関しては、以下のような原則にしています。

（法令等の遵守）

運用業務の遂行にあたっては、金融商品取引業者の業務の公共性を自覚し、金融商品取引法および関連法令、社団法人投資信託協会、一般社団法人日本投資顧問業協会等で定める諸規則およびガイドライン等を遵守しなければならない。

（秘密の厳守）

運用業務に携わる者は職務上知りえた顧客の取引、財産の状況等、もしくは、株価に影響を与えと考えられる法人関係情報等は十分な注意をもって取り扱い、秘密に関する事項を漏洩してはならない。なお、営業部門等社内の他部門の役職員に対し、業務上必要とされる場合を除き、不必要な情報の提供を行ってはならない。

（忠実義務）

運用業務に携わる者は、顧客資産の保全、増大を第一の目標とし、その目的の達成のために、情報の収集、投資判断、正確かつ迅速な業務遂行に最善を尽くさなければならない。利益相反の可能性はこれを極力排除する。

（最良執行方針）

運用業務の遂行にあたっては、投資者にとり最良の取引条件で注文を執行しなければならない。運用業務に携わる者は最良執行義務を負い、価格のみならず、コスト、スピード、執行の確実性等さまざまな要素を総合的に勘案して執行しなければならない。

（善管注意義務）

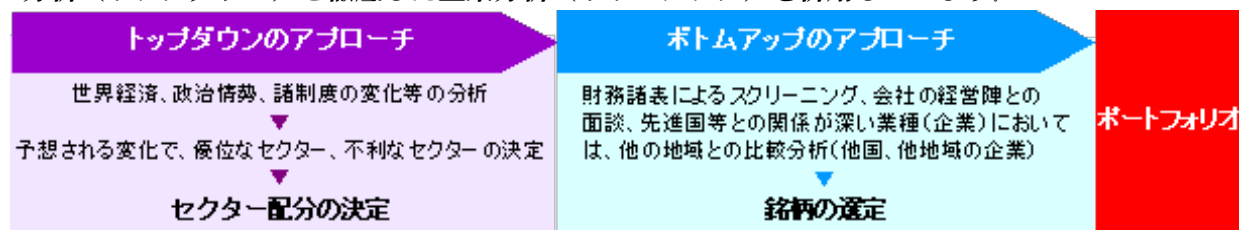
運用業務の遂行にあたっては、善良なる管理者の注意をもって資産の適正な分別管理を行い、業務を遂行しなければならない。また、市場リスク、流動性リスク、信用リスク、財務リスク、カントリーリスク、決済リスク、オペレーショナルリスク等に配慮しこれを行わなければならない。

（運用計画の策定および実行）

運用業務の遂行にあたっては、運用計画を策定し、適宜これを見直さなければならない。運用計画はこれを運用委員会で協議し、承認を受けなければならない。

<H S B C グローバル・アセット・マネジメントの投資プロセス>

株価は企業の業績やマクロ経済の動向等様々な要因で変動します。そのため、H S B C 投信が属するH S B C グローバル・アセット・マネジメントでは1つの投資決定方法に偏ることなく、景気サイクル等の分析（トップダウン）と徹底した企業分析（ボトムアップ）を併用しています。



※運用体制等は平成24年9月末現在のものであり、今後変更になる可能性があります。

（４）【分配方針】

① 収益分配方針

年１回の決算時（毎年７月２２日、休業日の場合は翌営業日）に、原則として以下の方針に基づき、分配を行います。

- １）分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- ２）分配金額は、委託会社が基準価額の水準・市況動向などを勘案し、信託財産の中長期的な成長を目指す観点から決定します。ただし、必ず分配を行うものではありません。
- ３）留保益の運用については特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

（注）将来の分配金について保証するものではなく、分配を行わない場合もあります。

② 収益の分配方式

- １）信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

- （a）配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）とマザーファンドの信託財産に属する配当等収益のうち信託財産に属するとみなした額（以下「みなし配当等収益」といいます。）との合計額は、諸経費、その他諸費用および当該諸費用に係る消費税等相当額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等相当額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
- （b）売買損益に評価損益を加減して得た額からみなし配当等収益を控除して得た利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、その他諸費用および当該諸費用に係る消費税等相当額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等相当額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補填した後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

- ２）毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

③ 収益分配金の交付

収益分配金は、原則として販売会社が税金を差し引いた後、受益者に代わって決算日の基準価額で再投資します。なお、収益分配金の再投資については、無手数料でこれを行います。

※収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で購入代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として購入申込者とします。）にお支払いします。なお、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

＜分配金に関する留意点＞

- ・分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。
- ・分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
- ・投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。

ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

（５）【投資制限】

- ① 当ファンドの約款に定める投資制限は以下のとおりです。

- １）株式への実質投資割合には制限を設けません。
- ２）外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
- ３）投資する株式等の範囲

- (a) 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
- (b) 前記(a)の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとします。

4) 同一銘柄の株式等への投資制限

- (a) 委託会社は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該同一銘柄の株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図を行いません。
- (b) 委託会社は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図を行いません。
- (c) 委託会社は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図を行いません。
- (d) 前記(a)から(c)までにおいて信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。（後記5）、6）、7）の(b)および14）の(b)において同じ。）

5) 新株引受権証券および新株予約権証券への投資制限

委託会社は、取得時において信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。

6) 投資信託証券への投資制限

委託会社は、信託財産に属する投資信託証券（マザーファンドの受益証券を除きます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

7) 信用取引の指図範囲

- (a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- (b) 前記(a)の信用取引の指図は、当該売付に係る建玉の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該売付に係る建玉のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- (c) 信託財産の一部解約等の事由により、前記(b)の売付に係る建玉の時価総額の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をするものとします。

8) 先物取引等の運用指図

- (a) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、わが国の取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価

証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

(b) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、わが国の取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。

(c) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

9) スワップ取引の運用指図

(a) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

(b) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間（信託契約締結日から、信託終了日または信託契約解約の日までをいいます。以下同じ。）を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについては、この限りではありません。

(c) スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

(d) 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

10) 金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図

(a) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

(b) 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについては、この限りではありません。

(c) 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

(d) 委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

11) 有価証券の貸付の指図および範囲

(a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次のイ、およびロ、の範囲内で貸付の指図をすることができます。

イ、株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。

ロ、公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

(b) 前記(a)のイ、およびロ、に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

(c) 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

12) 公社債の空売り

委託会社は、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売付けることの指図をすることができないものとします。

13) 公社債の借入れ

(a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。

(b) 前記(a)の指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

- (c) 信託財産の一部解約等の事由により、前記(b)の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- (d) 前記(a)の借入れに係る品借料は信託財産から支払います。
- 14) 外国為替予約の指図および範囲
- (a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
- (b) 前記(a)の予約取引の指図は、信託財産に係る為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産（マザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額を含みます。）の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
- (c) 前記(b)の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。
- 15) 一部解約の請求および有価証券の売却等の指図
- 委託会社は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券に係る信託契約の一部解約の請求および信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。
- 16) 再投資の指図
- 委託会社は、前記15)の規定による一部解約の代金、売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。
- 17) 資金の借入れ
- (a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金の借入れ（コール市場を通じる場合も含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- (b) 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金の支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の入金日までの間、または受益者への解約代金の支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金の入金日までの間、もしくは受益者への解約代金の支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とします。資金借入額は、有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないものとします。
- (c) 収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支払われる日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- (d) 借入金の利息は信託財産から支払います。
- 18) 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限
- 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。
- ② 「投資信託及び投資法人に関する法律」および関係法令に基づく投資制限は以下のとおりです。
- 1) 同一の法人の発行する株式への投資制限（投資信託及び投資法人に関する法律）
- 委託会社は、同一の法人の発行する株式について、運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、信託財産として有する当該株式の議決権数（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含みます。）が、当該株式の議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合において、信託財産をもって当該株式を取得することを受託会社に指図しないものとします。
- 2) デリバティブ取引に係る投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令）

委託会社は、信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書にかかる取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを受託会社に指図しないものとします。

（参考）マザーファンド（H S B C ブラジル マザーファンド）の投資方針

（1）運用の基本方針

① 基本方針

主にブラジルの証券取引所に上場している株式に投資することにより、信託財産の中長期的な成長を目指した運用を行います。

② 投資態度

- 1) 主としてブラジルの証券取引所に上場されている株式、ブラジルにある証券取引所に準ずる市場で取引されている株式、またはブラジル経済の発展と成長に係わる企業および収益のかなりの部分をブラジル国内の活動から得ている企業の発行する株式に投資して中長期的に信託財産の成長を目指した運用を行います。
- 2) 上記の証券取引所は、サンパウロ証券取引所をいいます。ただし、その他の取引所または取引所に準ずる市場で取引されている企業の株式や、投資対象企業のA D R（米国預託証書）やG D R（グローバル預託証書）等も投資対象とすることがあります。
- 3) 運用委託契約に基づいてH S B C バンク ブラジル エスエイ—Banco Múltiploに運用の指図に関する権限を委託します。
- 4) 以下に掲げる有価証券への投資も行います。
 - (a) 転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債
 - (b) 優先株
 - (c) 投資信託証券
 - (d) 新株引受権証券および新株予約権証券
- 5) M S C I ブラジル10/40指数(円ベース)をベンチマークとして、中長期的に当該インデックスを上回る投資成果を目指します。
- 6) 株式の組入比率は、原則として高位に維持します。
- 7) 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- 8) 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいいます。）を行うことができます。

（2）投資対象

① 投資対象とする資産の種類

- 1) 次に掲げる特定資産
 - (a) 有価証券
 - (b) デリバティブ取引に係る権利
 - (c) 金銭債権
 - (d) 約束手形
- 2) 特定資産以外の資産で、次に掲げる資産
 - (a) 為替手形

② 投資対象とする有価証券の指図範囲等

委託会社（運用についての投資に関する権限の委託を受けた投資顧問会社を含みます。）は、信託金を、主として次の1）から22）までの有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

- 1) 株券または新株引受権証書
- 2) 国債証券
- 3) 地方債証券
- 4) 特別の法律により法人の発行する債券
- 5) 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受

権付社債券」といいます。)の新株引受権証券を除きます。)

- 6) 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
 - 7) 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
 - 8) 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
 - 9) 特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
 - 10) コマーシャル・ペーパー
 - 11) 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
 - 12) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前記1) から11) までの証券または証書の性質を有するもの
 - 13) 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
 - 14) 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
 - 15) 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
 - 16) オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限りします。）
 - 17) 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
 - 18) 外国法人が発行する譲渡性預金証書
 - 19) 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限りします。）
 - 20) 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
 - 21) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
 - 22) 外国の者に対する権利で前記21) の有価証券の性質を有するもの
- なお、1) の証券または証書、12) および17) の証券または証書のうち1) の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2) から6) までの証券ならびに12) および17) の証券または証書のうち2) から6) までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、13) および14) の証券（投資法人債券（外国投資証券で投資法人債券に類するものを含みます。）を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

③ 投資対象とする金融商品の運用指図

前記②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。以下同じ。）により運用することの指図ができます。

- 1) 預金
- 2) 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- 3) コール・ローン
- 4) 手形割引市場において売買される手形
- 5) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- 6) 外国の者に対する権利で前記5) の権利の性質を有するもの

設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を前記1) から6) までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

(3) 主な投資制限

- 1) 株式への投資には制限を設けません。
- 2) 外貨建資産への投資には制限を設けません。
- 3) 新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。
- 4) 同一銘柄の株式への投資は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。

- 5) 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- 6) 投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- 7) 同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- 8) 公社債の空売りは行わないものとします。
- 9) 先物取引等の運用指図
 - (a) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならびに外国の市場におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。
 - (b) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、国内において行われる通貨に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の市場における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。
 - (c) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、国内において行われる金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の市場におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。
- 10) スワップ取引の運用指図
 - (a) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、スワップ取引を行うことの指図をすることができます。
 - (b) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
 - (c) スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
 - (d) 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
- 11) 金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図
 - (a) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
 - (b) 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
 - (c) 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
 - (d) 委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり、担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
- 12) 信用取引の指図範囲
 - (a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けるとの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
 - (b) 前記(a)の信用取引の指図は、当該売付に係る建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
 - (c) 信託財産の一部解約等の事由により、前記(b)の売付に係る建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をするものとします。
- 13) 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限
外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。
- 14) 公社債の借入れ
 - (a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができ

ます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。

- (b) 前記(a)の指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
 - (c) 信託財産の一部解約等の事由により、前記(b)の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
 - (d) 前記(a)の借入れに係る品借料は信託財産から支払います。
- 15) 外国為替予約の指図および範囲
- (a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
 - (b) 前記(a)の予約取引の指図は、信託財産に係る為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産について、為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
 - (c) 前記(b)の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

3【投資リスク】

（1）ファンドのリスク

投資信託は元本保証のない金融商品です。また、投資信託は預貯金とは異なることにご注意ください。当ファンドは、主に値動きのある外国の有価証券を実質的な投資対象としますので、組入有価証券の価格変動あるいは外国為替の相場変動次第では、当ファンドの基準価額が下落し、投資者の皆さまの投資元本を割り込むことがあります。当ファンドの運用による損益はすべて投資者の皆さまに帰属します。ご購入に際しては、当ファンドの内容およびリスクを十分ご理解のうえご検討いただきますようお願いいたします。

当ファンド（マザーファンドを含みます。）の主なリスクおよび留意点は以下のとおりです。

① 基準価額の変動リスク

1）株価変動リスク

株価は、政治・経済情勢、発行企業の業績、市場の需給等を反映して変動します。株価は短期的または長期的に大きく下落することがあります。株式市場には株価の上昇と下落の波があり、現時点で価格が上昇傾向であっても、その傾向が今後も継続する保証はありません。組入銘柄の株価が大きく下落した場合には、基準価額が下落する要因となります。

2）信用リスク

株式および債券等の有価証券の発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなる可能性があります。また、債券等への投資を行う場合には、発行体の債務不履行や支払遅延等が発生する場合があります。基準価額が下落する要因となります。

3）為替変動リスク

外貨建資産の円換算価値は、当該外貨の円に対する為替レートの変動の影響を受けます。為替レートは、各国の金利変動、政治・経済情勢、為替市場の需給、その他の要因により大幅に変動することがあります。組入外貨建資産について、当該外貨の為替レートが円高方向に進んだ場合には、基準価額が下落する要因となります。

4）流動性リスク

急激かつ多量の売買により市場が大きな影響を受けた場合、または市場を取り巻く外部環境に急激な変化があり、市場規模の縮小や市場の混乱が生じた場合等には、機動的に有価証券等を売買できないことがあります。このような場合には、当該有価証券等の価格の下落により、基準価額が影響を受けることがあります。

5）カントリーリスク

投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または資本取引、外貨取引等に関する規制の変更や新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想以上に下落したり、投資方針に沿った運用が困難になることがあります。

新興国市場は、一般的に先進諸国の市場に比べ、市場規模が小さく流動性が低いことなどから、上記の各リスクが大きくなる傾向があります。また、企業情報の開示制度や決済制度などのインフラストラクチャーが未発達なことなどから、正確な情報に基づいた投資判断ができない可能性もあります。これにより当ファンドの基準価額が影響を受け、損失を被ることがあります。

6）投資対象国における税制変更にかかるリスク

ブラジル国内の有価証券投資については、非居住者に対して金融取引税^{*}が課されることがあります。将来その税率が変更されたり、当該関係法令が改正された場合には、基準価額が影響を受ける可能性があります。

^{*} 金融取引税とは、日本を含む海外の投資者がブラジル国内のブラジルレアル建ての債券や株式を購入するために、外貨（日本円、米ドル等）からブラジルレアルに交換する際の為替取引等に対して課される税金のことです。

7）換金資金の流出に伴うリスク

短期間に大量の換金申込があった場合には、換金資金を手当てするため組入有価証券を市場実勢より大幅に安い価格で売却せざるを得ないことがあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。

8) その他

当ファンドが投資する公社債、および短期金融商品に債務不履行が発生した場合、または予測される場合には、当該公社債および短期金融商品の価格が下落し、基準価額が下落する要因となります。

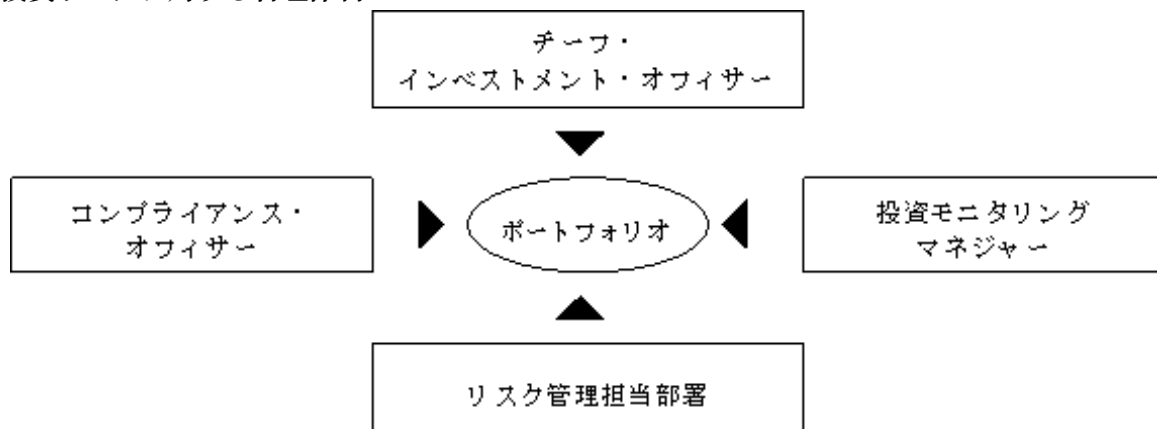
② デリバティブ取引のリスク

当ファンドはデリバティブに投資することがあります。デリバティブの運用には、ヘッジする商品とヘッジされるべき資産との間に相関性を欠いてしまう可能性、流動性を欠く可能性、証拠金を積むことによるリスクなど様々なリスクが伴います。これらの運用手法は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避する目的のみならず、効率的な運用に資する目的でも用いられることもありますが、実際の価格変動が委託会社の見通しと異なった場合に当ファンドが損失を被るリスクを伴います

③ その他の留意点

- 1) ファンドの購入の申込みに関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（クーリング・オフ）の適用はありません。
- 2) ファンドは預金または保険契約ではなく、預金保険機構または保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、登録金融機関で購入の投資信託は、投資者保護基金の対象ではありません。
- 3) 法令・税制・会計方法は、今後変更される可能性があります。
- 4) 収益分配金、換金代金および償還金の支払いはすべて販売会社を通じて行われます。委託会社は、それぞれの場合においてその金額を販売会社に対して支払った後は、受益者への支払いについての責任を負いません。
委託会社は、販売会社とは別法人であり、委託会社は設定・運用を善良なる管理者の注意をもって行う責任を負担し、販売会社は販売（購入代金の預り等を含みます。）について、それぞれ責任を負担しており、互いに他について責任を負担しません。
- 5) 当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。そのため、他のベビーファンドが当ファンドの投資対象であるマザーファンドに投資する場合、他のベビーファンドにおける資金変動等が当ファンドの基準価額に影響を及ぼすことがあります。

（2）投資リスクに対する管理体制



投資リスクの管理は、チーフ・インベストメント・オフィサー、コンプライアンス・オフィサー、運用から独立したリスク管理担当部署による複眼的な管理体制を採っております。リスク管理の状況は、定期的開催されるリスク管理委員会（運用拠点により呼称が変わることがあります。）に報告され、審議されます。さらに、委託会社では投資モニタリングマネジャーが、投資ガイドラインに沿った運用を適正に行っているかを日々モニタリングしています。

- ・チーフ・インベストメント・オフィサーは、運用プロセスのモニタリングやパフォーマンスの評価を行います。
- ・コンプライアンス・オフィサーは、法令・諸規則等に基づいた遵守状況のモニタリングを行います。

- ・リスク管理担当部署は、リスク全般をモニタリングしています。運用部門と密接にコミュニケーションを取りつつも業務は完全に独立して行い、リスク管理状況はリスク管理部門の責任者やチーフ・インベストメント・オフィサー等に報告されます。なお、コンプライアンス部門の一連の業務とも完全に独立し、リスク管理を行っています。
- ・投資モニタリングマネジャーは、投資ガイドラインの遵守状況をモニタリングしており、必要に応じて運用部門に対し改善を求めます。改善の要求と結果はコンプライアンス・オフィサーにも報告されます。

その他、H S B C グループの監査部門による内部監査、監査法人による外部監査も行われており、各部門が法令・諸規則およびガイドラインに則って運営されているかどうかについてチェックされ、業務方法および管理体制、運営全般についての精査が行われています。

※投資リスクの管理については、H S B C グローバル・アセット・マネジメントの代表的な管理方法について記載しております。なお、この体制は本書提出日現在のものであり、今後変更になる可能性があります。

4【手数料等及び税金】

（１）【申込手数料】

購入時手数料は、ありません。

（２）【換金（解約）手数料】

① 換金手数料

ありません。

② 信託財産留保額

換金申込受付日の翌営業日の基準価額に0.50%の率を乗じて得た額

（３）【信託報酬等】

① 運用管理費用（信託報酬）の総額

信託報酬の総額は、当ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年1.3125%（税抜年1.25%）の率を乗じて得た金額を費用として計上します。

② 信託報酬の支払い

上記①の信託報酬（信託報酬に係る消費税等相当額を含みます。）は、毎計算期間の最初の6ヶ月終了日、毎計算期末または信託終了のとき信託財産から支払うものとします。

信託報酬の実質的な配分は次のとおりです。

委託会社	販売会社	受託会社	計
年1.155% (税抜年1.10%)	年0.0525% (税抜年0.05%)	年0.105% (税抜年0.10%)	年1.3125% (税抜年1.25%)

※委託会社の報酬には、H S B C バンク ブラジル エス エイ－Banco Múltiploへのマザーファンドの運用委託契約に基づく投資顧問報酬（年0.45%）が含まれています。

（４）【その他の手数料等】

当ファンドから支払われる費用には以下のものがあります。ただし、これらに限定されるものではありません。当該費用の上限額については、運用状況等により変動するため、表記できません。

① 株式等の売買委託手数料、先物取引やオプション取引等に要する費用

② 外貨建資産の保管費用

③ 借入金の利息、融資枠の設定に要する費用

④ 信託財産に関する租税（ブラジルにおける金融取引税（注）を含みます。）、信託事務の処理に要する費用ならびに受託会社の立替えた立替金の利息

（注）ブラジル国内の有価証券投資については、非居住者に対して金融取引税が課されることがあります。なお、ブラジルにおいて当該関係法令が改正された場合には、この取扱いが変更されることがあります。

⑤ その他諸費用

1）投資信託振替制度に係る手数料および費用

2）有価証券届出書、有価証券報告書、半期報告書、臨時報告書の作成、印刷および提出に係る費用

3）目論見書の作成、印刷および交付に係る費用

4）信託約款の作成、印刷および届出に係る費用

5）運用報告書の作成、印刷および交付に係る費用

6）当ファンドの受益者に対してする公告に係る費用ならびに信託約款の変更または信託契約の解約に係る事項を記載した書面の作成、印刷および交付に係る費用

7）当ファンドの監査人、法律顧問および税務顧問に対する報酬および費用

委託会社は、前記⑤記載のその他諸費用の支払いを信託財産のために行い、支払金額の支払いを信託財産から受けることができます。この場合、委託会社は、現に信託財産のために支払った金額を受ける際、あらかじめ受領する金額に上限を付することができます。また、委託会社は実際に支払う金額を受けるにあた

り、かかる諸費用の金額をあらかじめ合理的に見積もったうえで、実際の費用額にかかわらず固定率または固定金額にて信託財産からその支払いを受けることもできます。その他諸費用の上限、固定率または固定金額を定める場合、委託会社は、信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時または期中に、上限、固定率または固定金額を合理的に計算された範囲内で変更することができます。固定率または固定金額を定める場合、かかる諸費用の額は、計算期間を通じて毎日、信託財産に計上され、毎計算期間の最初の6ヶ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき当該諸費用に係る消費税等相当額とともに信託財産から支払います。

委託会社は、その他諸費用の合計額をあらかじめ合理的に見積もった結果、信託財産の純資産総額に年率0.20%を乗じて得た額をかかる諸費用の合計額とみなして、信託財産から支払いを受けるものとします。委託会社は、信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時または期中に、随時かかるその他諸費用の年率を見直し、年率0.20%を上限としてこれを変更することができます。

なお、前記①～⑤に記載する費用等は、マザーファンドに関連して生じた費用等のうちマザーファンドにおいて負担せず、かつ、委託会社の合理的判断によりこの信託に関連して生じたと認めるものを含みます。

※投資者が支払う手数料等の費用総額については、投資者のファンドの保有期間に応じて異なるため、表記できません。

（5）【課税上の取扱い】

日本の居住者である受益者に対する課税については、次のような取扱いになります。

なお、課税上は株式投資信託として取り扱われます。

① 個別元本について

- 1) 追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等（購入時手数料および当該手数料に係る消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。
- 2) 受益者が同一ファンドの受益権を複数回購入した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行う都度、当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
- 3) ただし、同一ファンドを複数の販売会社で購入する場合については販売会社毎に、個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを購入する場合は当該支店等毎に、「一般コース」と「自動けいぞく投資コース」の両コースで購入する場合はコース毎に、個別元本の算出が行われる場合があります。
- 4) 受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「元本払戻金（特別分配金）」については、後記「②収益分配金について」をご参照ください。）

② 収益分配金について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いになる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、a) 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、b) 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

③ 個人、法人別の課税の取扱いについて

＜個人の受益者に対する課税＞

- 1) 収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金は、平成24年12月31日までは10%（所得税7%および地方税3%）、平成25年1月1日から平成25年12月31日までは10.147%（所得税7.147%および地方税3%）、平成26年1月1日から平成49年12月31日までは20.315%（所得税15.315%および地方税5%）

の税率で源泉徴収（申告不要）されます。なお、確定申告を行い、総合課税（配当控除は適用されません。）または申告分離課税を選択することもできます。

- 2) 換金時および償還時の差益（換金価額および償還価額から購入費（購入時手数料および当該手数料に係る消費税等相当額を含みます。）を控除した利益）が譲渡所得とみなされて課税され、申告分離課税が適用されます（特定口座（源泉徴収選択口座）の利用も可能です。）。その場合、平成24年12月31日までは10%（所得税7%および地方税3%）、平成25年1月1日から平成25年12月31日までは10.147%（所得税7.147%および地方税3%）、平成26年1月1日から平成49年12月31日までは20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率となります。
- 3) 換金時および償還時の損失については、確定申告することにより、他の株式等の譲渡益および申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得と損益通算することができ、控除しきれない損失がある場合は、翌年以降3年間の繰越控除の対象とすることができます。また、換金時および償還時の差益については、他の株式等の譲渡損と相殺することができます。なお、特定口座にかかる課税上の取扱いにつきましては、販売会社にお問い合わせください。

《法人の受益者に対する課税》

法人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに換金時および償還時の個別元本超過額については、平成24年12月31日までは7%（所得税のみ）、平成25年1月1日から平成25年12月31日までは7.147%（所得税のみ）、平成26年1月1日から平成49年12月31日までは15.315%（所得税のみ）の税率で源泉徴収され、法人の受取額となります。

当ファンドは、益金不算入制度は適用されません。

- (注) 上記の内容は平成24年8月末現在のものであり、税法が改正された場合等には変更になることがあります。税金の取扱いの詳細については、税務の専門家等にご確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

以下は平成24年8月末日現在の運用状況です。

また、投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(1)【投資状況】

H S B C ブラジル株式オープン（野村SMA向け）

資産の種類	国／地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	—	35,767,033	100.16
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	—	△58,290	△0.16
合計（純資産総額）	—	35,708,743	100.00

(参考) H S B C ブラジル マザーファンド

資産の種類	国／地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
株式	ブラジル	89,634,486,537	97.39
	バミューダ諸島	298,646,532	0.32
	小 計	89,933,133,069	97.72
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	—	2,102,943,756	2.28
合計（純資産総額）	—	92,036,076,825	100.00

(2)【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

国／ 地域	種類	銘柄名	数量 (口数)	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	親投資信託 受益証券	H S B C ブラジ ル マザーファンド	33,111,492	1.0357	34,293,573	1.0802	35,767,033	100.16

投資有価証券の種類別投資比率

種類	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	100.16
合計	100.16

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（参考情報）H S B C ブラジル マザーファンド

① 投資有価証券の主要銘柄

順位	国／ 地域	種類	銘柄名	業種	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	ブラ ジル	株式	CCR SA	運輸	10,993,640	569.59	6,261,945,736	683.75	7,516,938,728	8.17
2	ブラ ジル	株式	BR MALLS PARTICIPACOES SA	商業・専門 サービス	5,264,163	880.08	4,632,924,162	978.43	5,150,641,324	5.60
3	ブラ ジル	株式	ITAUSA-INVESTIMENTOS ITAU-PR	各種金融	11,332,669	399.48	4,527,225,878	367.58	4,165,714,601	4.53
4	ブラ ジル	株式	BRF-BRASIL FOODS SA	食品・飲料・ タバコ	3,188,666	1,424.67	4,542,822,618	1,243.18	3,964,111,307	4.31
5	ブラ ジル	株式	AMBEV PN	食品・飲料・ タバコ	1,348,500	2,890.79	3,898,238,136	2,883.50	3,888,407,166	4.22
6	ブラ ジル	株式	ECORODOVIAS INFRAESTRUTURA E LOGISTICA	運輸	5,897,128	610.59	3,600,741,490	625.81	3,690,509,390	4.01
7	ブラ ジル	株式	ITAU UNIBANCO HOLDING SA	銀行	2,705,900	1,363.60	3,689,782,021	1,247.02	3,374,324,947	3.67
8	ブラ ジル	株式	BRABESCO PN	銀行	2,225,937	1,214.50	2,703,420,535	1,293.06	2,878,290,130	3.13
9	ブラ ジル	株式	PETROBRAS ON - ADR	エネルギー	1,620,772	2,075.82	3,364,440,657	1,664.74	2,698,176,945	2.93
10	ブラ ジル	株式	PETROBRAS ON	エネルギー	2,969,116	893.01	2,651,462,026	833.01	2,473,311,335	2.69
11	ブラ ジル	株式	VALE SA-SP ADR	素材	1,906,020	1,809.37	3,448,699,219	1,260.74	2,403,003,278	2.61
12	ブラ ジル	株式	TOTVS SA	ソフトウェア ・サービス	1,531,100	1,306.59	2,000,528,036	1,519.45	2,326,432,957	2.53
13	ブラ ジル	株式	BRADSPAR SA -PREF	各種金融	2,309,411	1,323.76	3,057,117,452	974.98	2,251,633,462	2.45
14	ブラ ジル	株式	BRABESCO PN - ADR	銀行	1,736,180	1,383.35	2,401,761,964	1,293.75	2,246,193,292	2.44
15	ブラ ジル	株式	ITAU UNIBANCO HOLDING SA-ADR	銀行	1,770,254	1,532.69	2,713,268,305	1,256.02	2,223,488,591	2.42
16	ブラ ジル	株式	DURATEX SA	素材	4,519,452	425.13	1,921,398,015	460.43	2,080,936,478	2.26
17	ブラ ジル	株式	MILLS ESTRUTURAS E SERVICOS DE ENGENHARI	資本財	1,824,100	855.16	1,559,908,377	1,138.43	2,076,624,573	2.26
18	ブラ ジル	株式	METALURGICA GERDAU SA-PREF	素材	2,174,200	887.11	1,928,764,128	872.91	1,897,897,228	2.06
19	ブラ ジル	株式	VALE SA	素材	1,488,406	1,604.63	2,388,345,980	1,258.53	1,873,212,533	2.04
20	ブラ ジル	株式	SAO CARLOS EMPREENHIMENTOS	不動産	1,271,409	1,208.27	1,536,207,005	1,442.71	1,834,277,021	1.99
21	ブラ ジル	株式	IOCHPE-MAXION SA	資本財	1,715,620	1,330.17	2,282,080,373	1,068.60	1,833,319,252	1.99
22	ブラ ジル	株式	BANCO DO BRASIL SA	銀行	1,981,665	967.65	1,917,577,313	897.47	1,778,493,408	1.93
23	ブラ ジル	株式	TELEFONICA BRASIL SA-ADR	電気通信サー ビス	999,991	2,406.73	2,406,710,339	1,678.10	1,678,094,897	1.82
24	ブラ ジル	株式	PETROBRAS PN - ADR	エネルギー	1,029,668	2,002.72	2,062,144,934	1,620.73	1,668,815,876	1.81
25	ブラ ジル	株式	CIA HERING	耐久消費財・ アパレル	916,539	1,780.17	1,631,602,257	1,694.03	1,552,649,603	1.69
26	ブラ ジル	株式	CIA BRASILEIRA DE DIS-PREF	食品・生活必 需品小売り	422,600	3,268.47	1,381,259,234	3,318.23	1,402,287,209	1.52
27	ブラ ジル	株式	AREZZO INDUSTRIA E COMERCIO	耐久消費財・ アパレル	1,017,000	1,182.44	1,202,551,268	1,303.04	1,325,196,968	1.44
28	ブラ ジル	株式	BANCO DAYCOVAL SA	銀行	3,367,600	381.78	1,285,687,379	390.60	1,315,406,786	1.43
29	ブラ ジル	株式	SAO MARTINHO SA	食品・飲料・ タバコ	1,329,219	882.50	1,173,049,059	903.22	1,200,590,211	1.30
30	ブラ ジル	株式	BANCO ESTADO RIO GRANDE SUL PFD B	銀行	1,898,628	762.31	1,447,351,272	605.09	1,148,850,119	1.25

種類別および業種別投資比率

種類	国内／外国	業種	投資比率 (%)
株式	外国	銀行	16.26
		運輸	12.40
		素材	11.22
		食品・飲料・タバコ	9.84
		エネルギー	8.76
		各種金融	8.73
		商業・専門サービス	6.43
		資本財	4.98
		不動産	3.18
		耐久消費財・アパレル	3.13
		電気通信サービス	3.07
		公益事業	2.97
		ソフトウェア・サービス	2.53
		食品・生活必需品小売り	1.52
		ヘルスケア機器・サービス	1.26
		消費者サービス	0.52
		メディア	0.48
		家庭用品・パーソナル用品	0.45
合計			97.72

（注）業種分類は、世界産業分類基準（G I C S）に基づいています。

② 投資不動産物件

該当事項はありません。

③ その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

① 【純資産の推移】

平成24年8月末日および同日前1年以内における各月末ならびに計算期間末の純資産の推移は次のとおりです。

計算期間末または各月末	純資産総額（円）		1口当たり純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1期（平成23年 7月22日）	67,755,999	67,755,999	0.9799	0.9799
第2期（平成24年 7月23日）	34,293,572	34,293,572	0.7562	0.7562
平成23年 8月末日	59,914,681	—	0.8640	—
平成23年 9月末日	51,880,944	—	0.7482	—
平成23年10月末日	47,756,753	—	0.8688	—
平成23年11月末日	41,735,105	—	0.7596	—
平成23年12月末日	56,860,641	—	0.7830	—
平成24年 1月末日	63,199,429	—	0.8717	—
平成24年 2月末日	45,226,641	—	0.9921	—
平成24年 3月末日	43,628,371	—	0.9570	—
平成24年 4月末日	40,454,684	—	0.8898	—
平成24年 5月末日	33,767,858	—	0.7427	—
平成24年 6月末日	33,167,128	—	0.7295	—
平成24年 7月末日	35,586,799	—	0.7847	—
平成24年 8月末日	35,708,743	—	0.7874	—

② 【分配の推移】

期	1口当たりの分配金（円）
第1期	0.0000
第2期	0.0000

③ 【収益率の推移】

期	収益率（％）
第1期	△ 2.0
第2期	△ 22.8

（参考情報）運用実績

（2012年8月末現在）基準価額：7,874円／純資産総額：0.35億円

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。

① 基準価額・純資産総額の推移



注：基準価額（1万口当たり）は信託報酬控除後のものです。

② 分配の推移

決算期	分配金
第2期(2012年7月)	0円
第1期(2011年7月)	0円
設定来累計	0円

注：分配金は1万口当たりの税引前の金額です。

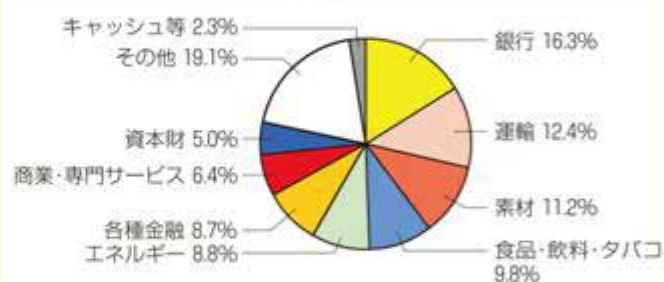
③ 主要な資産の状況

（マザーファンドのデータを表示しています。）

順位	銘柄名	業種	比率
1	コンセプションエス・ロドビアリアス	運輸	8.2%
2	BRモールズ	商業・専門サービス	5.6%
3	イタウザ・インベスティメント・イタウ PN	各種金融	4.5%
4	ブラジル・フーズ ON	食品・飲料・タバコ	4.3%
5	アンペブ PN	食品・飲料・タバコ	4.2%
6	エコロドビアス	運輸	4.0%
7	イタウ・ウニバンコ・ホールディング PN	銀行	3.7%
8	ブラデスコ銀行 PN	銀行	3.1%
9	ペトロプラス ON ADR	エネルギー	2.9%
10	ペトロプラス ON	エネルギー	2.7%
組入銘柄数			59

・銘柄名のPNは優先株、ONは普通株です。（ONは省略することがあります。）

業種別組入比率



・表示単位未満を四捨五入しているため、合計が100%にならない場合があります。

※当ファンドにおけるマザーファンドの組入比率は100.16%です。

④ 年間収益率の推移



- ・ベンチマークはあくまで参考情報であり、ファンドの運用実績ではありません。
- ・ファンドの収益率は、税引前分配金を再投資して算出しています。
- ・2010年は、設定日(7月30日)から年末までの騰落率です。
- ・2012年は、年初から8月末までの騰落率です。

※ファンドの運用状況は別途、委託会社ホームページで開示している場合があります。

金融取引税の基準価額への影響等を月報で開示しております。月報は委託会社ホームページでご覧いただけます。

(4) 【設定及び解約の実績】

期	設定口数（口）	解約口数（口）
第1期	69,270,039	121,780
第2期	17,947,793	41,743,501

(注1) 本邦外における設定及び解約の実績はありません。

(注2) 第1期の設定口数には当初の設定口数を含みます。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

(1) 購入申込

購入申込は、原則として販売会社の営業日の午後3時（「申込締切時間」といいます。）までに行われます。当該申込に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込分とし、申込締切時間を過ぎてからの申込みは翌営業日の取扱いとなります。

受益権の購入申込を行う投資者は、販売会社にSMA取引口座を開設した者等に限るものとし、販売会社所定の方法で申込みを行います。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(2) 購入単位

1円以上1円単位とします。

(3) 購入価額

購入申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

ただし、分配金を再投資する場合は、計算期間終了日の基準価額となります。

(4) 購入時手数料

ありません。

(5) 購入申込受付不可日

購入申込日がサンパウロ証券取引所の休場日に該当する場合には、購入申込の受付は行いません。

(6) その他留意事項

① 購入申込の受付中止・取消

信託財産の効率的な運用が妨げられる、または信託財産が毀損するおそれがあると委託会社が合理的に判断する場合、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情^{*}があるときは、委託会社の判断により、購入申込の受付を中止することおよび既に受け付けた購入申込の受付を取り消すことができます。

^{*} やむを得ない事情とは、投資対象国における非常事態による市場の閉鎖または流動性の極端な低下ならびに資金の受渡しに関する障害、コンピューターの誤作動等により決済が不能となった場合、基準価額の計算が不能となった場合等を指します。投資対象国における非常事態とは、金融危機、デフォルト、重大な政策変更および規制の導入、税制の変更、自然災害、クーデター、重大な政治体制の変更、戦争等運用に影響を及ぼす事態を指します。

② 受益権の振替

購入申込者は、販売会社に購入申込と同時にまたはあらかじめ、当該購入申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該購入申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。

2【換金（解約）手続等】

（1）換金申込

受益者は、自己に帰属する受益権につき、購入申込を行った販売会社を通じて、委託会社に一部解約の実行の請求（換金申込）を行うことにより換金することができます。

換金申込は、原則として販売会社の営業日の午後3時（「申込締切時間」といいます。）までに行われます。当該申込に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込分とし、申込締切時間を過ぎてからの申込みは翌営業日の取扱いとなります。

なお、信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口換金には制限を設ける場合があります。

（2）換金単位

1口単位とします。

（3）換金価額

換金申込受付日の翌営業日の基準価額から、後記（4）記載の信託財産留保額を控除した価額とします。

（4）換金手数料・信託財産留保額

換金手数料・・・ありません。

信託財産留保額・・・換金申込受付日の翌営業日の基準価額に0.50%の率を乗じて得た額

（5）支払開始日

換金代金は、原則として、換金申込受付日から起算して7営業日目以降に販売会社の本支店、営業所等において支払います。

（6）換金申込受付不可日

換金申込日がサンパウロ証券取引所の休場日に該当する場合には、換金申込の受付は行いません。

（7）その他留意事項

① 換金申込の受付中止・取消

信託財産の効率的な運用が妨げられる、または信託財産が毀損するおそれがあると委託会社が合理的に判断する場合、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情^{*}があるときは、委託会社の判断により、換金申込の受付を中止することおよび既に受け付けた換金申込の受付を取り消すことができます。

なお、換金申込の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の換金申込を撤回できます。ただし、受益者がその換金申込を撤回しない場合には、当該受益権の換金価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に換金申込を受け付けたものとして、前記「（3）換金価額」に準じて計算された価額とします。

^{*} やむを得ない事情とは、投資対象国における非常事態による市場の閉鎖または流動性の極端な低下ならびに資金の受渡しに関する障害、コンピューターの誤作動等により決済が不能となった場合、基準価額の計算が不能となった場合等を指します。投資対象国における非常事態とは、金融危機、デフォルト、重大な政策変更および規制の導入、税制の変更、自然災害、クーデター、重大な政治体制の変更、戦争等運用に影響を及ぼす事態を指します。

② 振替受益権の抹消

換金申込を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して、当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい、当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

3【資産管理等の概要】

（１）【資産の評価】

基準価額とは、信託財産に属する資産を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

基準価額の計算にあたり、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。）の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。なお、予約為替の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

＜当ファンドの主たる投資対象の評価方法＞

マザーファンドを通じて投資する海外の取引所上場株式の評価は、原則として、海外の取引所における計算日に知りうる直近の日の最終相場で評価します。

基準価額は委託会社の営業日において日々算出されます。

基準価額に関しては、販売会社または次の＜照会先＞へお問い合わせください。また、基準価額（１万口当たり）は翌日の日本経済新聞朝刊に「Ｓブラジル株」の略称で掲載されます。

＜照会先＞

H S B C 投信株式会社

ホームページ：www.assetmanagement.hsbc.com/jp

電話番号：03-3548-5690（受付時間：委託会社の営業日の午前9時～午後5時）

（２）【保管】

該当事項はありません。

（３）【信託期間】

当ファンドの信託期間は無期限とします。

ただし、後記「（５）その他」の①の(a)、②および③の(b)に該当した場合には、信託を終了することができます。

（４）【計算期間】

原則として、毎年7月23日から翌年7月22日までとします。

ただし、各計算期間終了日に該当する日（「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

（５）【その他】

① 信託契約の解約（繰上償還）

(a) 委託会社は、信託期間中において、信託契約の一部解約により受益権口数が30億口を下回ることとなった場合、この信託契約を終了させることが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

(b) 委託会社は、(a)の事項について書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の２週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

(c) (b)の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除いた者をいいます。）は、受益権の口数に応じて議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

- (d) (b)の書面決議は議決権を行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- (e) (b)から(d)の規定は、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって (b)から(d)までの手続きを行うことが困難な場合には適用しません。
- ② 信託契約に関する監督官庁の命令等による場合の信託終了
- (a) 委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
- なお、委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、後記「⑤信託約款の変更等」にしたがいます。
- (b) 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。
- 当該規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、後記「⑤信託約款の変更等」の書面決議が否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
- ③ 受託会社の辞任および解任による場合の信託終了
- (a) 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申立てることができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、後記「⑤信託約款の変更等」にしたがい、新受託会社を選任します。
- (b) 委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。
- ④ 委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い
- (a) 委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
- (b) 委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。
- ⑤ 信託約款の変更等
- (a) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款はこの信託約款の変更等に定める以外の方法によって変更することができないものとしします。
- (b) 委託会社は、(a)の事項（信託約款の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限ります。以下、併合と合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- (c) (b)の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- (d) (b)の書面決議は、議決権を行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- (e) 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

- (f) (b)から(e)までの規定は、委託会社が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- (g) (a)から(f)の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合であっても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

⑥ 公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

⑦ 関係法人との契約の更改に関する手続き等

委託会社と販売会社との間で締結する「募集・販売等に関する契約」（別の名称で同様の権利義務を規定する契約を含みます。）は、契約期間満了3ヶ月前までに、別段の意思表示のない限り、原則として1年毎に自動的に更新されるものとします。

また、委託会社と投資顧問会社との間で締結する「運用委託契約」（別の名称で同様の権利義務を規定する契約を含みます。）は、別段の意思表示のない限り、原則として解約するまで効力を有するものとします。

⑧ 運用報告書

委託会社は、当ファンドの計算期間終了日および信託終了のときに運用報告書を作成し、知れている受益者に対して販売会社を通じて交付します。

4【受益者の権利等】

当ファンドの受益権は、その購入口数に応じて、購入申込者に帰属します。この受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。受益者の有する主な権利は以下のとおりです。なお、信託約款には受益者集会に関する規定はありません。また、信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

① 収益分配金に対する請求権

受益者は、委託会社が決定した収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で購入代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として購入申込者としします。）に支払われます。

なお、収益分配金は税金を差し引いた後、自動的に無手数料で再投資されます。再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

② 償還金に対する請求権

受益者は、償還金を持分に応じて請求する権利を有します。

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で購入代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として購入申込者としします。）に支払います。

償還金の支払いは、信託終了後1ヶ月以内の委託会社の指定する日（原則として、償還日から起算して5営業日まで）から、販売会社の本支店、営業所等において行います。

受益者が、償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属するものとします。

③ 一部解約実行請求権

受益者は、自己に帰属する受益権について、一部解約の実行の請求（換金申込）を、販売会社を通じて委託会社に請求することができます。換金代金の支払いは、販売会社の本支店、営業所等において行います。

④ 反対者の買取請求権

信託契約の解約または重大な約款の変更等（併合を含みます。）を行う場合には、書面決議において当該解約または重大な約款の変更等に反対した受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。当該買取請求の取扱いについては、委託会社、受託会社および販売会社の協議により決定します。

⑤ 帳簿閲覧・謄写の請求権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に当ファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧・謄写を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

- （1）当ファンドの財務諸表は、第2期計算期間（平成23年7月23日から平成24年7月23日まで）について、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に掲記される科目その他の事項の金額については、円単位で表示しております。
- （2）当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2期計算期間（平成23年7月23日から平成24年7月23日まで）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人による監査を受けております。

1 【財務諸表】

H S B C ブラジル株式オープン（野村SMA向け）

（1）【貸借対照表】

（単位：円）

	第 1 期 (平成23年 7 月22日現在)	第 2 期 (平成24年 7 月23日現在)
資産の部		
流動資産		
親投資信託受益証券	67,813,394	34,621,929
流動資産合計	67,813,394	34,621,929
資産合計	67,813,394	34,621,929
負債の部		
流動負債		
未払受託者報酬	3,993	22,800
未払委託者報酬	45,862	262,184
その他未払費用	7,540	43,373
流動負債合計	57,395	328,357
負債合計	57,395	328,357
純資産の部		
元本等		
元本	69,148,259	45,352,551
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△1,392,260	△11,058,979
（分配準備積立金）	209,103	728,041
元本等合計	67,755,999	34,293,572
純資産合計	67,755,999	34,293,572
負債純資産合計	67,813,394	34,621,929

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第 1 期 自 平成22年 7 月30日 至 平成23年 7 月22日	第 2 期 自 平成23年 7 月23日 至 平成24年 7 月23日
営業収益		
有価証券売買等損益	△821,931	△10,403,034
営業収益合計	△821,931	△10,403,034
営業費用		
受託者報酬	4,545	50,754
委託者報酬	52,200	583,593
その他費用	8,532	96,556
営業費用合計	65,277	730,903
営業損失（△）	△887,208	△11,133,937
経常損失（△）	△887,208	△11,133,937
当期純損失（△）	△887,208	△11,133,937
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	3,929	△3,152,139
期首剰余金又は期首欠損金（△）	—	△1,392,260
剰余金増加額又は欠損金減少額	—	2,196,138
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	—	2,196,138
剰余金減少額又は欠損金増加額	501,123	3,881,059
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	248	—
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	500,875	3,881,059
分配金	—	—
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△1,392,260	△11,058,979

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

期別 項目	第2期 (自 平成23年7月23日 至 平成24年7月23日)
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。

(追加情報)

第2期（自 平成23年7月23日 至 平成24年7月23日）

当計算期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正から、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用しております。

(貸借対照表に関する注記)

第1期 (平成23年7月22日現在)	第2期 (平成24年7月23日現在)
1. 受益権の総数 69,148,259口	1. 受益権の総数 45,352,551口
2. 元本の欠損 「投資信託財産の計算に関する規則」 (平成12年総理府令第133号) 第55条の6第10号に 規定する額 1,392,260円	2. 元本の欠損 「投資信託財産の計算に関する規則」 (平成12年総理府令第133号) 第55条の6第10号に 規定する額 11,058,979円
3. 1口当たり純資産額 0.9799円 (1万口当たり純資産額 9,799円)	3. 1口当たり純資産額 0.7562円 (1万口当たり純資産額 7,562円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第1期 (自 平成22年7月30日 至 平成23年7月22日)	第2期 (自 平成23年7月23日 至 平成24年7月23日)
1. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用 19,449円	1. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用 217,486円
2. 分配金の計算過程 計算期間末における、費用控除後の配当等収益額209,103円（1万口当たり30.24円）、収益調整金額187,179円（1万口当たり27.07円）から分配対象収益額は396,282円（1万口当たり57.31円）となりますが、分配を行いませんでした。	2. 分配金の計算過程 計算期間末における、費用控除後の配当等収益額590,728円（1万口当たり130.25円）、収益調整金額237,484円（1万口当たり52.36円）、分配準備積立金額137,313円（1万口当たり30.28円）から分配対象収益額は965,525円（1万口当たり212.89円）となりますが、分配を行いませんでした。

(金融商品に関する注記)

(1) 金融商品の状況に関する事項

第2期

(自 平成23年7月23日

至 平成24年7月23日)

1.金融商品に対する取組方針

当ファンドは、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品の運用をしております。

2.金融商品の内容及び金融商品に係るリスク

当ファンドが保有する金融商品の種類は、親投資信託受益証券、金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は「(4) 附属明細表」に記載しております。これらは、株価変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクに晒されております。

3.金融商品に係るリスク管理体制

投資リスクの管理は、チーフ・インベストメント・オフィサー、コンプライアンス・オフィサー、運用から独立したリスク管理担当部署による複眼的な管理体制を採っております。リスク管理の状況は、定期的開催されるリスク管理委員会（運用拠点により呼称が変わることがあります。）に報告され、審議されます。さらに、委託会社では投資モニタリングマネジャーが、投資ガイドラインに沿った運用を適正に行っているかを日々モニタリングしています。

チーフ・インベストメント・オフィサーは、運用プロセスのモニタリングやパフォーマンスの評価を行います。

コンプライアンス・オフィサーは、法令・諸規則等に基づいた遵守状況のモニタリングを行います。

リスク管理担当部署は、リスク全般をモニタリングしています。運用部門と密接にコミュニケーションを取りつつも業務は完全に独立して行い、リスク管理状況はリスク管理部門の責任者やチーフ・インベストメント・オフィサー等に報告されます。なお、コンプライアンス部門の一連の業務とも完全に独立し、リスク管理を行っております。

投資モニタリングマネジャーは、投資ガイドラインの遵守状況をモニタリングしており、必要に応じて運用部門に対し改善を求めます。改善の要求と結果はコンプライアンス・オフィサーにも報告されます。

4.金融商品の時価等に関する事項の補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

第2期 (自 平成23年7月23日 至 平成24年7月23日)	
1.貸借対照表計上額、時価及び差額	
金融商品は時価または時価の近似値と考えられる帳簿価額で計上しているため、貸借対照表計上額と時価との間に重要な差額はありません。	
2.時価の算定方法	
(1) 親投資信託受益証券	
「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。	
(2) 金銭債務	
貸借対照表に計上している金銭債務は、短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	

(有価証券に関する注記)

第1期（自 平成22年7月30日 至 平成23年7月22日）

売買目的有価証券

種 類	当計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
親投資信託受益証券	△824,587
合 計	△824,587

第2期（自 平成23年7月23日 至 平成24年7月23日）

売買目的有価証券

種 類	当計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
親投資信託受益証券	△7,578,249
合 計	△7,578,249

(デリバティブ取引に関する注記)

第1期計算期間末（平成23年7月22日現在）

該当事項はございません。

第2期計算期間末（平成24年7月23日現在）

該当事項はございません。

(関連当事者との取引に関する注記)

第1期（自 平成22年7月30日 至 平成23年7月22日）

該当事項はございません。

第2期（自 平成23年7月23日 至 平成24年7月23日）

該当事項はございません。

（重要な後発事象に関する注記）

第2期（自 平成23年7月23日 至 平成24年7月23日）

該当事項はございません。

（その他の注記）

元本額の変動

第1期 (平成23年7月22日現在)		第2期 (平成24年7月23日現在)	
期首元本額：	1,000,000円	期首元本額：	69,148,259円
期中追加設定元本額：	68,270,039円	期中追加設定元本額：	17,947,793円
期中一部解約元本額：	121,780円	期中一部解約元本額：	41,743,501円

（４）【附属明細表】

第１ 有価証券明細表

① 株式

該当事項はございません。

② 株式以外の有価証券

種 類	銘 柄	口 数	評 価 額 (円)	備 考
親投資信託 受益証券	H S B C ブラジル マザーファンド	33,428,531	34,621,929	-

第２ 信用取引契約残高明細表

該当事項はございません。

第３ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はございません。

参考情報

「H S B C ブラジル株式オープン（野村SMA向け）」は、「H S B C ブラジル マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券であります。

なお、当ファンドの各計算期間末における同親投資信託の状況は次の通りです。

「H S B C ブラジル マザーファンド」の状況

以下の記載した情報は監査の対象外であります。

(1) 貸借対照表

対象年月日	(平成23年7月22日現在)	(平成24年7月23日現在)
科 目	金額（円）	金額（円）
資産の部		
流動資産		
預金	2,607,988,530	1,807,422,706
コール・ローン	449,802,579	441,387,050
株式	129,597,097,806	87,919,538,215
未収入金	520,189,488	48,805,892
未収配当金	216,474,858	168,394,090
未収利息	616	604
流動資産合計	133,391,553,877	90,385,548,557
資産合計	133,391,553,877	90,385,548,557
負債の部		
流動負債		
未払金	—	79,795,079
未払解約金	525,460,123	286,374,792
流動負債合計	525,460,123	366,169,871
負債合計	525,460,123	366,169,871
純資産の部		
元本等		
元本	99,683,221,817	86,919,814,978
剰余金		
剰余金又は欠損金（△）	33,182,871,937	3,099,563,708
元本等合計	132,866,093,754	90,019,378,686
純資産合計	132,866,093,754	90,019,378,686
負債純資産合計	133,391,553,877	90,385,548,557

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

対象年月日 項目	(自 平成23年7月23日 至 平成24年7月23日)
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、以下の通り原則として時価で評価しております。 外国金融商品市場（以下「海外取引所」という）に上場されている株式 原則として海外取引所における開示対象ファンドの計算期間末日に知りうる直近の最終相場で評価しております。 開示対象ファンドの計算期間末日に当該取引所の最終相場がない場合には、当該取引所における直近の日の最終相場で評価しておりますが、直近の日の最終相場によることが適当でないと委託会社が判断した場合には、委託会社は忠実義務に基づき合理的事由をもって認める評価額又は受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって認める評価額により評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	外国為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、開示対象ファンドの計算期間末日において、わが国における対顧客先物相場の仲値を適用して計算しております。ただし、為替予約のうち対顧客先物相場が発表されていない通貨については、対顧客相場の仲値によって計算しております。
3. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、株式の配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額を計上し、未だ確定していない場合には入金日基準で計上しております。
4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	(1) 外貨建取引等の処理基準 「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条及び第61条に基づいて処理しております。 (2) 資産・負債の状況は、平成24年7月23日現在であります。当該親投資信託の計算期間は原則として毎年3月31日から翌年3月30日までとなっております。

(追加情報)

開示対象ファンドの当計算期間（自 平成23年7月23日 至 平成24年7月23日）の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正から、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用しております。

(貸借対照表に関する注記)

(平成23年7月22日現在)	(平成24年7月23日現在)
----------------	----------------

1. 受益権の総数	99,683,221,817口	1. 受益権の総数	86,919,814,978口
2. 1口当たり純資産額	1.3329円	2. 1口当たり純資産額	1.0357円
（1万口当たり純資産額	13,329円）	（1万口当たり純資産額	10,357円）

(金融商品に関する注記)

(1) 金融商品の状況に関する事項

(自 平成23年7月23日 至 平成24年7月23日)	
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品の運用をしております。
2.金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、株式、デリバティブ取引、金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は「(3) 附属明細表」に記載しております。これらは、株価変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクに晒されております。 また、当ファンドは、信託財産に属する資産の効率的な運用に資することを目的として、為替予約取引を行っております。当該デリバティブ取引は、為替相場の変動による価格変動リスクを有しております。なお、取引先の契約不履行による信用リスクについては、当社は優良な金融機関とのみ取引を行っているため、限定的と考えられます。
3.金融商品に係るリスク管理体制	投資リスクの管理は、チーフ・インベストメント・オフィサー、コンプライアンス・オフィサー、運用から独立したリスク管理担当部署による複眼的な管理体制を採っております。リスク管理の状況は、定期的に開催されるリスク管理委員会（運用拠点により呼称が変わることがあります。）に報告され、審議されます。さらに、委託会社では投資モニタリングマネジャーが、投資ガイドラインに沿った運用を適正に行っているかを日々モニタリングしています。 チーフ・インベストメント・オフィサーは、運用プロセスのモニタリングやパフォーマンスの評価を行います。 コンプライアンス・オフィサーは、法令・諸規則等に基づいた遵守状況のモニタリングを行います。 リスク管理担当部署は、リスク全般をモニタリングしています。運用部門と密接にコミュニケーションを取りつつも業務は完全に独立して行い、リスク管理状況はリスク管理部門の責任者やチーフ・インベストメント・オフィサー等に報告されます。なお、コンプライアンス部門の一連の業務とも完全に独立し、リスク管理を行っております。 投資モニタリングマネジャーは、投資ガイドラインの遵守状況をモニタリングしており、必要に応じて運用部門に対し改善を求めます。改善の要求と結果はコンプライアンス・オフィサーにも報告されます。
4.金融商品の時価等に関する事項の補足説明	

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

（2）金融商品の時価等に関する事項

（自 平成23年7月23日
至 平成24年7月23日）

1. 貸借対照表計上額、時価及び差額

金融商品は時価または時価の近似値と考えられる帳簿価額で計上しているため、貸借対照表計上額と時価との間に重要な差額はありません。

2. 時価の算定方法

（1）株式

「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。

（2）金銭債権及び金銭債務

貸借対照表に計上している金銭債権及び金銭債務は、短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

（有価証券に関する注記）

（自 平成22年7月30日 至 平成23年7月22日）

売買目的有価証券

種 類	当期間の損益に含まれた評価差額（円）
株 式	△9,505,387,394
合 計	△9,505,387,394

（注）「当期間」とは当該親投資信託の計算期間の開始日から本書における開示対象ファンドの計算期間末日までの期間（平成23年3月31日から平成23年7月22日まで）を指しております。

（自 平成23年7月23日 至 平成24年7月23日）

売買目的有価証券

種 類	当期間の損益に含まれた評価差額（円）
株 式	△9,161,460,860
合 計	△9,161,460,860

（注）「当期間」とは当該親投資信託の計算期間の開始日から本書における開示対象ファンドの計算期間末日までの期間（平成24年3月31日から平成24年7月23日まで）を指しております。

（デリバティブ取引に関する注記）

（平成23年7月22日現在）

該当事項はございません。

（平成24年7月23日現在）

該当事項はございません。

（関連当事者との取引に関する注記）

（自 平成22年7月30日 至 平成23年7月22日）

該当事項はございません。

（自 平成23年7月23日 至 平成24年7月23日）

該当事項はございません。

（重要な後発事象に関する注記）

（自 平成23年7月23日 至 平成24年7月23日）

該当事項はございません。

（その他の注記）

本書における開示対象ファンドの各計算期間における元本額の変動

（平成23年7月22日現在）		（平成24年7月23日現在）	
期首元本額：	187,953,236,153円	期首元本額：	99,683,221,817円
期中追加設定元本額：	14,629,064,696円	期中追加設定元本額：	15,326,717,382円
期中一部解約元本額：	102,899,079,032円	期中一部解約元本額：	28,090,124,221円
期末元本額：	99,683,221,817円	期末元本額：	86,919,814,978円
元本の内訳：*		元本の内訳：*	
H S B C ブラジル オープン	99,632,345,236円	H S B C ブラジル オープン	86,886,386,447円
H S B C ブラジル株式 オープン（野村SMA向け）	50,876,581円	H S B C ブラジル株式 オープン（野村SMA向け）	33,428,531円

*当該親投資信託受益証券を投資対象とする投資信託ごとの元本であります。

(3)附属明細表

第1 有価証券明細表

①株式

種類	通貨	銘柄	株数	評価額 単価	評価額 金額	備考
株式	米ドル	PETROBRAS ON - ADR	1,620,772	19.58	31,734,715.76	
		PETROBRAS PN - ADR	1,029,668	19.05	19,615,175.40	
		GERDAU - ADR	1,359,939	8.78	11,940,264.42	
		VALE SA-SP ADR	1,938,130	19.08	36,979,520.40	
		BRADESCO PN - ADR	1,736,180	15.10	26,216,318.00	
		ITAU UNIBANCO HOLDING SA-ADR	1,770,254	14.76	26,128,949.04	
		TELEFONICA BRASIL SA-ADR	999,991	23.20	23,199,791.20	
	小計	銘柄数：	7		175,814,734.22	
		組入時価比率：	15.3%		(13,783,875,162) 15.7%	
	ブラジル リアル	OGX PETROLEO E GAS PARTICIPA	3,238,359	5.45	17,649,056.55	
		PETROBRAS ON	2,969,116	19.75	58,640,041.00	
		PETROBRAS PN	612,841	19.18	11,754,290.38	
		CCX CARVAO DA COLOMBIA SA	128,600	4.27	549,122.00	
		DURATEX SA	4,802,352	11.15	53,546,224.80	
		GERDAU SA - PREF	1,575,567	17.66	27,824,513.22	
		METALURGICA GERDAU SA-PREF	2,174,200	22.04	47,919,368.00	
		VALE SA	1,541,706	38.59	59,494,434.54	
		VALE SA-PREF A	29,600	37.88	1,121,248.00	
		IOCHPE-MAXION SA	1,534,220	20.63	31,650,958.60	
		MARCOPOLO SA - PREF	2,272,833	9.05	20,569,138.65	
		METALFRIO SOLUTIONS SA	1,254,524	3.69	4,629,193.56	
		MILLS ESTRUTURAS E SERVICOS DE ENGENHARI	1,820,300	26.40	48,055,920.00	
		BR MALLS PARTICIPACOES SA	5,264,163	23.24	122,339,148.12	
		CONTAX PARTICIPACOES-PREF	884,077	22.29	19,706,076.33	
		QUALICORP SA	139,000	16.57	2,303,230.00	
		CCR SA	10,993,640	16.38	180,075,823.20	
		ECORODOVIAS INFRAESTRUTURA E LOGISTICA	5,897,128	15.95	94,059,191.60	
		AREZZO INDUSTRIA E COMERCIO	968,400	30.95	29,971,980.00	
		CIA HERING	916,539	36.66	33,600,319.74	
		PDG REALTY SA-RTS	659,750	0.02	13,195.00	
		ANHANGUERA EDUCACIONAL PARTICIPACOES SA	411,936	28.00	11,534,208.00	
		SARAIVA SA LIVREIROS-PREF	663,214	19.75	13,098,476.50	
		CIA BRASILEIRA DE DIS-PREF	422,600	78.10	33,005,060.00	
		AMBEV PN	1,409,500	75.20	105,994,400.00	
		BRF-BRASIL FOODS SA	3,286,166	29.00	95,298,814.00	
		SAO MARTINHO SA	1,451,519	21.74	31,556,023.06	
		NATURA COSMETICOS SA	210,800	47.84	10,084,672.00	
		DIAGNOSTICOS DA AMERICA	2,006,815	12.27	24,623,620.05	
		ODONTOPREV S.A.	1,432,100	10.10	14,464,210.00	
		PROFARMA DISTRIBUIDORA - ON	1,106,835	10.00	11,068,350.00	
		BANCO DAYCOVAL SA	3,367,600	9.14	30,779,864.00	

	BANCO DO BRASIL SA	1,475,465	19.92	29,391,262.80	
	BANCO ESTADO RIO GRANDE SUL PFD B	1,783,428	14.18	25,289,009.04	
	BRABESCO PN	2,225,937	30.53	67,957,856.61	
	ITAU UNIBANCO HOLDING SA	2,705,900	30.05	81,312,295.00	
	BRADSPAR SA -PREF	2,801,511	31.37	87,883,400.07	
	CETIP SA-MERCADOS ORGANIZAD	486,500	25.05	12,186,825.00	
	GP INVESTMENTS LTD - BDR	1,733,482	4.07	7,055,271.74	
	ITAUSA-INVESTIMENTOS ITAU-PR	11,332,669	8.88	100,634,100.72	
	REDECARD SA	1,026,400	33.30	34,179,120.00	
	BR PROPERTIES SA	198,200	22.71	4,501,122.00	
	MRV ENGENHARIA	773,525	10.32	7,982,778.00	
	PDG REALTY SA	3,756,737	3.34	12,547,501.58	
	SAO CARLOS EMPREENDIMENTOS	1,271,409	34.50	43,863,610.50	
	TOTVS SA	1,379,000	38.00	52,402,000.00	
	OI SA-PREFERENCE	1,385,900	9.58	13,276,922.00	
	TELEFONICA BRASIL SA	18,844	47.10	887,552.40	
	TIM PARTICIPACOES SA	2,386,700	8.54	20,382,418.00	
	CIA ENERGETICA DE SP-PREF B	433,900	36.80	15,967,520.00	
	CIA ENERGETICA MINAS GER-PRF	630,900	38.62	24,365,358.00	
	MPX ENERGIA SA	374,500	31.01	11,613,245.00	
	TRACTEBEL ENERGIA S.A.	391,100	35.80	14,001,380.00	
小計	銘柄数：	53		1,914,660,719.36	
				(74,135,663,053)	
	組入時価比率：	82.4%		84.3%	
合計				87,919,538,215	
				(87,919,538,215)	

有価証券明細表注記

1. 通貨種類毎の小計欄の（ ）内は、邦貨換算額であります。
2. 小計・合計金額欄の（ ）内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。
3. 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、および各小計欄の合計金額に対する比率であります。

② 株式以外の有価証券

該当事項はございません。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はございません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はございません。

2【ファンドの現況】

以下は平成24年8月末日現在の当ファンドの現況であります。

【純資産額計算書】

I 資産総額	35,767,033 円
II 負債総額	58,290 円
III 純資産総額（I－II）	35,708,743 円
IV 発行済口数	45,352,551 口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	0.7874 円

（参考）H S B C ブラジル マザーファンド

I 資産総額	92,955,838,070 円
II 負債総額	919,761,245 円
III 純資産総額（I－II）	92,036,076,825 円
IV 発行済口数	85,204,670,327 口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	1.0802 円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

（1）名義書換

該当事項はありません。

委託会社は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継するものが存在しない場合等その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

（2）受益者に対する特典

該当事項はありません。

（3）受益権の譲渡

- ① 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
- ② 前記①の申請のある場合には、前記①の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- ③ 前記①に規定する振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（4）受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に

対抗することができません。

（５）受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

（６）償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で購入代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として購入申込者とします。）に支払います。

（７）質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、換金申込の受付、換金代金および償還金の支払い等については、信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

（1）資本金の額（本書提出日現在）

資本金 495百万円

発行可能株式総数 24,000株

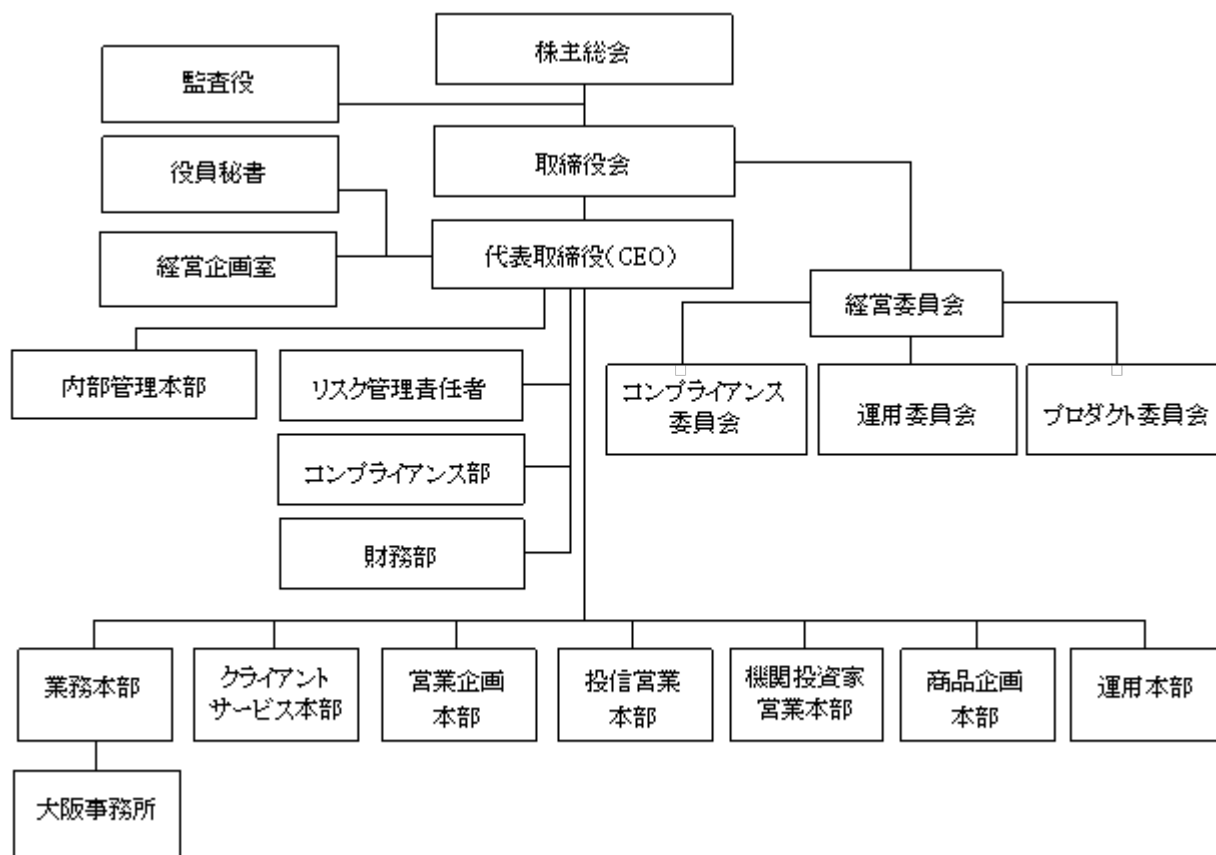
発行済株式総数 2,100株

直近5ヶ年における資本金の額の増減

該当事項はありません。

（2）委託会社の機構

① 組織図（本書提出日現在）



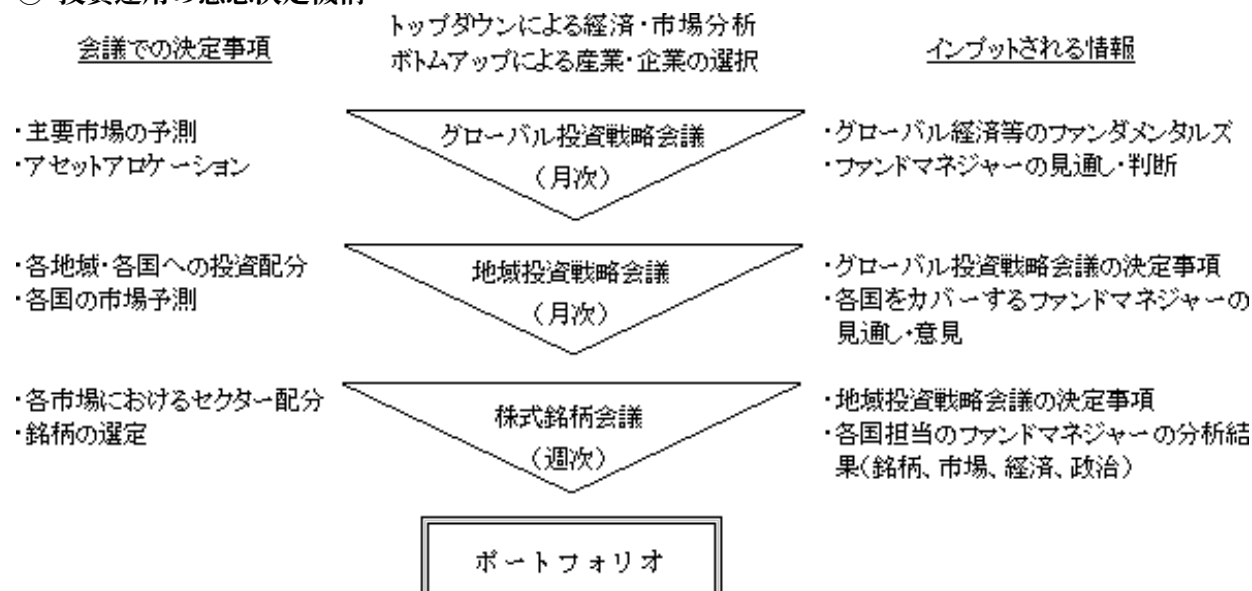
② 経営体制

当社業務執行の最高機関である取締役会は3名以上の取締役で構成されます。取締役の選任は株主総会において、発行済株式総数の2分の1以上にあたる株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行い、累積投票によらないものとします。

取締役の任期は、選任後2年内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結時までとし、補欠または増員のために選任された取締役の任期は、他の取締役の残存任期と同一とします。

取締役会はその決議をもって、取締役中より代表取締役1名を選任します。

③ 投資運用の意思決定機構



2【事業の内容及び営業の概況】

- ① 「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに、「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者（登録番号：関東財務局長（金商）第308号）として、その運用（投資運用業）を行っています。また、「金融商品取引法」に定める投資助言・代理業を行っています。
- ② 平成24年8月末現在、委託会社が運用を行っている証券投資信託は以下のとおりです。（親投資信託は、ファンド数および純資産総額の合計から除いています。）

基本的性格	ファンド数	純資産総額
追加型株式投資信託	37	466,043百万円
合 計	37	466,043百万円

3【委託会社等の経理状況】

- （１）当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という）第2条に基づき、財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令 第52号）により作成しております。
- （２）当社は、金融商品取引法第193条の２第1項の規定に基づき、事業年度（自平成23年4月1日至平成24年3月31日）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。
- （３）財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

(1) 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成23年3月31日)		当事業年度 (平成24年3月31日)	
資産の部				
流動資産				
預金	*4	7,169,735	*4	6,595,906
前払費用		6,089		7,317
未収入金		22,872		27,008
未収委託者報酬		1,337,973		1,933,315
未収投資助言報酬		17,560		14,826
未収収益		-		10,090
未収消費税等		-		50,169
繰延税金資産		182,176		78,144
流動資産計		8,736,407		8,716,778
固定資産				
有形固定資産	*1		*1	
建物附属設備		27,581		19,510
器具備品		5,779		4,415
有形固定資産計		33,360		23,925
無形固定資産				
商標権		991		891
無形固定資産計		991		891
投資その他の資産				
敷金		44,556		34,432
繰延税金資産		11,323		12,109
投資その他の資産計		55,880		46,542
固定資産計		90,232		71,359
資産合計		8,826,640		8,788,137
負債の部				
流動負債				
預り金		353		164
未払金	*4, 5	961,379	*4, 5	1,201,471
未払費用		840,730		521,412
未払法人税等	*2	1,101,898	*2	34,972
未払消費税等		167,507		-
賞与引当金		87,330		54,383
流動負債計		3,159,199		1,812,404
固定負債				
役員退職慰労引当金		24,673		28,449
固定負債計		24,673		28,449
負債合計		3,183,872		1,840,854

(単位：千円)

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	495,000	495,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	5,147,767	6,452,283
利益剰余金合計	5,147,767	6,452,283
株主資本合計	5,642,767	6,947,283
純資産合計	5,642,767	6,947,283
負債・純資産合計	8,826,640	8,788,137

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自平成22年4月 1日 至平成23年3月31日)		当事業年度 (自平成23年4月 1日 至平成24年3月31日)	
営業収益				
委託者報酬		14,640,091		10,597,411
投資助言報酬		90,651		72,649
その他営業収益		3,430		21,642
営業収益計		14,734,173		10,691,703
営業費用				
支払手数料	*2	6,120,220	*2	4,468,924
広告宣伝費		53,806		26,401
調査費				
調査費		18,226		24,259
委託調査費		2,770,320		1,972,758
調査費計		2,788,546		1,997,018
委託計算費		135,093		125,299
営業雑経費				
通信費		25,148		20,954
印刷費		185,681		135,410
協会費		5,796		7,922
諸会費		550		550
営業雑経費計		217,177		164,837
営業費用計		9,314,845		6,782,481
一般管理費				
給料 *2				
役員報酬	*1	67,091	*1	69,304
給料・手当	*3	669,223	*3	785,140
退職手当		54,787		58,725
賞与		273,379		197,543
賞与引当金繰入額		87,330		54,383
給料計		1,151,812		1,165,097
交際費		8,064		3,899
旅費交通費		25,718		25,291
租税公課		23,259		14,707
不動産賃借料		40,541		57,303
役員退職慰労引当金繰入		3,720		3,776
固定資産減価償却費		11,845		11,150
弁護士費用等		58,374		62,159
事務委託費	*2	210,555	*2	233,589
保険料		6,883		7,487
諸経費		100,165		71,295
一般管理費計		1,640,940		1,655,759
営業利益		3,778,387		2,253,462

(単位：千円)

	前事業年度 (自平成22年4月 1日 至平成23年3月31日)	当事業年度 (自平成23年4月 1日 至平成24年3月31日)
営業外収益		
受取利息	3	1
為替差益	302	-
その他	102	180
営業外収益計	408	182
営業外費用		
為替差損	-	2,317
雑損失	461	39
営業外費用計	461	2,357
経常利益	3,778,334	2,251,287
特別損失		
固定資産除却損	0	-
特別損失計	0	-
税引前当期純利益	3,778,334	2,251,287
法人税、住民税及び事業税	1,627,707	843,525
法人税等調整額	△70,376	103,246
当期純利益	2,221,004	1,304,515

(3) 【株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自平成22年4月 1日 至平成23年3月31日)	当事業年度 (自平成23年4月 1日 至平成24年3月31日)
株主資本		
資本金		
当期首残高	495,000	495,000
当期末残高	495,000	495,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
当期首残高	2,926,763	5,147,767
当期変動額		
当期純利益	2,221,004	1,304,515
当期変動額合計	2,221,004	1,304,515
当期末残高	5,147,767	6,452,283
株主資本合計		
当期首残高	3,421,763	5,642,767
当期変動額		
当期純利益	2,221,004	1,304,515
当期変動額合計	2,221,004	1,304,515
当期末残高	5,642,767	6,947,283
純資産合計		
当期首残高	3,421,763	5,642,767
当期変動額		
当期純利益	2,221,004	1,304,515
当期変動額合計	2,221,004	1,304,515
当期末残高	5,642,767	6,947,283

重要な会計方針

1 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産除く）

定額法により償却しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物附属設備 5年

器具備品 3～5年

(2) 無形固定資産（リース資産除く）

定額法により償却しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

商標権 10年

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前に開始する事業年度に属するもの及び個々のリース資産で重要性が乏しいと認められるものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

2 引当金の計上基準

(1) 退職給付引当金

従業員に対する退職給付の支給に備えるため、当事業年度末における自己都合要支給額を退職給付引当金として計上しております。但し、当事業年度には対象従業員が居ない為、引当計上はしていません。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与の支払に備えて、賞与支給見込額の当期負担額を計上しております。

(3) 役員退職慰労引当金

役員の在任中の貢献に報いるために、役員退職慰労金制度の内規に基づき当事業年度末における要支給額を役員退職慰労引当金として計上しております。

3 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

4 その他財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

(追加情報)

当事業年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用しております。

注記事項

（貸借対照表関係）

※ 1 有形固定資産の減価償却累計額は次の通りであります。

	前事業年度 (平成23年3月31日)		当事業年度 (平成24年3月31日)	
建物附属設備	13,567	千円	21,638	千円
器具備品	9,553		12,533	

※ 2 未払法人税等の内訳

	前事業年度 (平成23年3月31日)		当事業年度 (平成24年3月31日)	
法人税	745,608	千円	21,466	千円
事業税	95,074		5,788	
地方法人特別税	106,604		3,009	
住民税	154,610		4,708	

3 当座貸越契約及び貸出コミットメント

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行の香港上海銀行と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。

当事業年度末における当座貸越契約及び貸出コミットメントに係る借入未実行残高等は次の通りであります。

	前事業年度 (平成23年3月31日)		当事業年度 (平成24年3月31日)	
当座貸越極度額及び貸出コミットメントの総額	1,000,000	千円	1,000,000	千円
借入実行残高	-		-	
差引額	1,000,000		1,000,000	

※ 4 関係会社に対する債権及び債務

各科目に含まれているものは、次の通りであります。

	前事業年度 (平成23年3月31日)		当事業年度 (平成24年3月31日)	
預金	7,132,716	千円	6,540,154	千円
未払金	80,178		26,824	

※ 5 当社が採用するグループ会社株式による報酬制度に係る費用については、当社負担相当額を権利確定期間に亘って費用処理しております。

（損益計算書関係）

※ 1 役員報酬の限度額は次の通りであります。

	前事業年度 (自平成22年4月 1日 至平成23年3月31日)		当事業年度 (自平成23年4月 1日 至平成24年3月31日)	
取締役 年額	300,000	千円	300,000	千円
監査役 年額	50,000		50,000	

※ 2 関係会社に係る営業費用

各科目に含まれているものは、次の通りであります。

	前事業年度 (自平成22年4月 1日 至平成23年3月31日)		当事業年度 (自平成23年4月 1日 至平成24年3月31日)	
支払手数料	101,960	千円	114,466	千円
事務委託費	118,080		124,963	
人件費等	94,650		51,301	

※ 3 給料・手当及び退職手当に含まれる、被出向者に係る退職給付費用相当額

	前事業年度 (自平成22年4月 1日 至平成23年3月31日)		当事業年度 (自平成23年4月 1日 至平成24年3月31日)	
退職給付費用相当額	106,826	千円	120,866	千円

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	2,100	—	—	2,100

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	2,100	—	—	2,100

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(リース取引関係)

該当事項はありません。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に関する取組方針

当社は、内部管理規程に基づく安全性及びカウンターパーティー・リスクを重視した運用を自己資金運用の基本方針としております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である未収委託者報酬は、当社が運用を委託している信託財産から回収を行っており、回収のリスクは僅少と判断しております。未収投資助言報酬は、投資助言先ごとに期日管理及び残高管理をしており、回収期日はすべて1年以内となっております。営業債務である未払金、未払費用は、1年以内の支払期日となっております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前事業年度（平成23年3月31日）

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 預金	7,169,735	7,169,735	—
(2) 未収委託者報酬	1,337,973	1,337,973	—
(3) 未収投資助言報酬	17,560	17,560	—
資産計	8,525,269	8,525,269	—
(1) 未払金	961,379	961,379	—
(2) 未払費用	840,730	840,730	—
負債計	1,802,110	1,802,110	—

注)金融商品の時価の算定方法に関する事項

資産項目 (1) 預金、(2) 未収委託者報酬、(3) 未収投資助言報酬

これらは全て短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負債項目 (1) 未払金、(2) 未払費用

これらは全て短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

当事業年度（平成24年3月31日）

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 預金	6,595,906	6,595,906	—
(2) 未収委託者報酬	1,933,315	1,933,315	—
(3) 未収投資助言報酬	14,826	14,826	—
(4) 未収収益	10,090	10,090	—
資産計	8,554,138	8,554,138	—
(1) 未払金	1,201,471	1,201,471	—
(2) 未払費用	521,412	521,412	—
負債計	1,722,884	1,722,884	—

注)金融商品の時価の算定方法に関する事項

資産項目 (1) 預金、(2) 未収委託者報酬、(3) 未収投資助言報酬、(4) 未収収益

これらは全て短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負債項目 (1) 未払金、(2) 未払費用

これらは全て短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(有価証券関係)

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

該当事項はありません。

(退職給付関係)

該当事項はありません。

（ストック・オプション等関係）

該当事項はありません。

（持分法損益等）

該当事項はありません。

（資産除去債務関係）

重要性がないため、記載を省略しております。

（セグメント情報等）

（１）セグメント情報

当事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

（２）関連情報

当事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

１．サービスごとの情報

単一サービスによる営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

２．地域ごとの情報

（１）営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

（２）有形固定資産

本邦の所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

（３）主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

（３）報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

当事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

該当事項はありません。

（４）報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

当事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

該当事項はありません。

（５）報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

当事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

該当事項はありません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
繰延税金資産		
減価償却の償却超過額	1,284 千円	1,970 千円
退職給付引当金及び役員退職慰労金損金算入限度超過額	10,039	10,139
未払金否認	32,783	31,247
未払費用否認	37,455	24,266
賞与引当金否認	35,533	20,671
未払事業税等	82,061	3,343
前払費用	2,209	2,063
繰延税金資産小計	201,366	93,702
評価性引当額	△7,866	△3,448
繰延税金資産の合計	193,500	90,254

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
法定実効税率 (調整)	40.7 %	40.7 %
評価性引当額	△0.0	△0.1
住民税均等割	0	0
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.5	1.2
事業税段階税率端数調整	-	△0.0
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	-	0.3
税効果会計適用後の法人税等の負担率	41.2	42.1

3. 法定実効税率の変更による繰延税金資産及び繰延税負債の金額の修正

経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律及び東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法が平成23年12月2日に公布され、平成24年4月1日以降に開始する事業年度から法人税率の引き下げ及び復興特別法人税の課税が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、従来の40.7%から平成24年4月1日に開始する事業年度から平成26年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については38.0%に、平成27年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については35.6%となります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額（繰延税金負債を控除した金額）が7,083千円減額し、当事業年度に計上された法人税等調整額が7,083千円増加しております。

(関連当事者との取引)

1 関連当事者との取引

(ア) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主等

前事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権行使等の被所有者割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	The Hongkong and Shanghai Banking Corporation, Limited *4	香港	22,494百万 香港ドル	銀行業	間接 100%	資金の 預金・ 販売委 託契約 ・事務 委託、 役員の 兼任	*1 資金の 預入	※	預金	7,132,716
							*2 支払手 数料	101,960	未払 金	80,178
							*3 事務委 託	118,080		
							人件費等	94,650		

※ 日常業務に関わる資金の出入りであるため、取引金額の記載を行っておりません。

取引条件及び取引条件の決定方針

- *1 当該預金は定期預金1,005,246千円を含んでおり、預け入れ更新日の利率表に基づき、利息を授受しております。残額については、全額当座預金であり、無利息となっております。
- *2 当該会社との販売に関する契約に基づき、予め定められた料率で計算された金額を支払っております。
- *3 当該会社とのパフォーマンス・レベル・アグリーメントに基づき、予め定められた料率並びに計算方法で計算された金額を支払っております。
- *4 当該預金並びに当該会社との取引内容につきましては、The Hongkong and Shanghai Banking Corporation, Limitedの東京支店に対するものです。

当事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権行使等の被所有者割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	The Hongkong and Shanghai Banking Corporation, Limited *4	香港	32,140百万 香港ドル	銀行業	間接 100%	資金の 預金・ 販売委 託契約 ・事務 委託、 役員の 兼任	*1 資金の 預入	※	預金	6,540,154
							*2 支払手 数料	114,466	未払 金	26,824
							*3 事務委 託	124,963		
							人件費等	51,301		

※ 日常業務に関わる資金の出入りであるため、取引金額の記載を行っておりません。

取引条件及び取引条件の決定方針

- *1 当該預金は定期預金1,005,246千円を含んでおり、預け入れ更新日の利率表に基づき、利息を授受しております。残額については、全額当座預金であり、無利息となっております。
- *2 当該会社との販売に関する契約に基づき、予め定められた料率で計算された金額を支払っております。
- *3 当該会社とのパフォーマンス・レベル・アグリーメントに基づき、予め定められた料率並びに計算方法で計算された金額を支払っております。
- *4 当該預金並びに当該会社との取引内容につきましては、The Hongkong and Shanghai Banking Corporation, Limitedの東京支店に対するものです。

（イ）財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等 前事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権行使等の被所有者割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
----	--------	-----	----------	-----------	---------------	-----------	-------	--------------	----	--------------

同一の親会社を持つ会社	HSBC Global Asset Management Ltd	英国 ロンドン	146,275千ポンド	投資運用業	なし	事務委託等	事務委託	46,011	未払費用	38,148
同一の親会社を持つ会社	Halbis Capital Management (UK) Ltd *4	英国 ロンドン	17,800千ポンド	投資運用業	なし	投資運用契約	*1 支払投資運用報酬	68,252	未払費用	-
同一の親会社を持つ会社	HSBC Global Asset Management (HK) Ltd	香港	240,000千香港ドル	投資運用業	なし	事務委託・投資運用契約	事務委託	27,925	未払費用	178,425
							*1 支払投資運用報酬	225,313		
同一の親会社を持つ会社	Halbis Capital Management (HK)Ltd *5	香港	5,000千香港ドル	投資運用業	なし	投資運用契約	*1 支払投資運用報酬	749,164	未払費用	40,132
同一の親会社を持つ会社	Sinopia Asset Management (Asia Pacific) Ltd *6	香港	6,000千香港ドル	投資運用業	なし	投資運用契約	共通発生経費立替分	3,430	未収収益	-
							*1 支払投資運用報酬	4,350	未払費用	-
同一の親会社を持つ会社	Sinopia Asset Management SA	フランス パリ	3,387千ユーロ	投資運用業	なし	投資運用契約	マネジメントフィー	989	未収収益	-
							*1 支払投資運用報酬	65,894	未払費用	29,379
同一の親会社を持つ会社	HSBC Bank Brasil SA	ブラジル	4,824百万ブラジルレアル	銀行業	なし	投資運用契約	*1 支払投資運用報酬	1,633,381	未払費用	505,489
同一の親会社を持つ会社	HSBC Global Asset Management (UK) Ltd	英国 ロンドン	35,621千ポンド	投資運用業	なし	投資運用契約	*1 支払投資運用報酬	23,964	未払費用	4,126
同一の親会社を持つ会社	HSBC Services Japan Limited *7	パハマ	5千米ドル	サービス業	なし	事務委託	*3 事務委託	9,769	未払金	337,020
							人件費・事務所賃借料等	941,898		
同一の親会社を持つ会社	HSBC Securities (Japan) Limited *8	英国 ロンドン	119百万ポンド	証券業	なし	販売委託契約・事務委託、役員の兼任	*2 支払手数料	12,598	未払金	10,849
							*3 事務委託	13,265		
							人件費等	25,751		

取引条件及び取引条件の決定方針

- *1 当該会社との投資運用契約に基づき、予め定められた料率で計算された金額を支払っております。
- *2 当該会社との販売に関する契約に基づき、予め定められた料率で計算された金額を支払っております。
- *3 当該会社とのパフォーマンス・レベル・アグリーメントに基づき、予め定められた料率並びに計算方法で計算された金額を支払っております。
- *4 Halbis Capital Management (UK) Ltd.は、HSBCグループのブランディング（商標）の統一を目的として、HSBC Global Asset Management (UK) Ltd.に、平成23年1月1日付けで統合されました。
- *5 Halbis Capital Management (HK)Ltd.は、HSBCグループのブランディング（商標）の統一を目的として、HSBC Global Asset Management (HK) Ltd.に、平成23年1月1日付けで統合されました。
- *6 Sinopia Asset Management (Asia Pacific) Ltd. は、HSBCグループのブランディング（商標）の統一を目的として、HSBC Global Asset Management (HK) Ltd.に、平成23年3月1日付けで統合されました。
- *7 当該会社との取引内容につきましては、HSBC Services Japan Limitedの東京支店に対するものです。

*8 当該会社との取引内容につきましては、HSBC Securities (Japan) Limited の東京支店に対するものです。

当事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は 出資金	事業の 内容又は 職業	議決権行 使等の被 所有者割 合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
同一の 親会社を 持つ会社	HSBC Global Asset Management Ltd	英国 ロンドン	146,275千 ポンド	投資 運用業	なし	事務委託等	事務委託	63,509	未払費用	15,722
同一の 親会社を 持つ会社	HSBC Global Asset Management (HK) Ltd	香港	240,000千 香港ドル	投資 運用業	なし	事務委託・ 投資運用 契約	事務委託 *1 支払投資 運用報酬	23,137 715,410	未払費用	151,702
同一の 親会社を 持つ会社	Sinopia Asset Management SA	フランス パリ	*4	投資 運用業	なし	投資運用 契約	マネジメント フィー *1 支払投資 運用報酬	117 15,629	未収収益 未払費用	- -
同一の 親会社を 持つ会社	HSBC Global Asset Management (FRANCE) *4	フランス パリ	7,882千 ユーロ	投資 運用業	なし	投資運用 契約	マネジメント フィー *1 支払投資 運用報酬	203 35,566	未収収益 未払費用	- 20,553
同一の 親会社を 持つ会社	HSBC Bank Brasil SA	ブラジル	4,824百万 ブラジル レアル	銀行業	なし	投資運用 契約	*1 支払投資 運用報酬	1,128,948	未払費用	287,889
同一の 親会社を 持つ会社	HSBC Global Asset Management (UK) Ltd	英国 ロンドン	35,620千 ポンド	投資 運用業	なし	投資運用 契約	*1 支払投資 運用報酬	77,203	未払費用	3,435
同一の 親会社を 持つ会社	HSBC Services Japan Limited *5	パハマ	5千米ドル	サービ ス業	なし	事務委託	*3 事務委託 人件費・事務所賃 借料等	3,730 1,144,746	未払金	371,139
同一の 親会社を 持つ会社	HSBC Securities (Japan) Limited *6	英国 ロンドン	102百万 ポンド	証券業	なし	販売委託契約 ・事務委託、 役員の兼任	*2 支払手数料 *3 事務委託 人件費等	7,352 15,430 12,247	未払金	1,948
同一の 親会社を 持つ会社	HSBC Global Asset Management (USA) Inc.	米国 ニュー ヨーク	1,100米ドル	投資 運用業	なし	投資運用 契約	*1 その他営業収 益	21,642	未収収益	10,090

取引条件及び取引条件の決定方針

*1 当該会社との投資運用契約に基づき、予め定められた料率で計算された金額を支払っております。

*2 当該会社との販売に関する契約に基づき、予め定められた料率で計算された金額を支払っております。

*3 当該会社とのパフォーマンス・レベル・アグリーメントに基づき、予め定められた料率並びに計算方法で計算された金額を支払っております。

*4 Sinopia Asset Management SAは、HSBCグループのブランディング（商標）の統一を目的として、HSBC Global Asset Management (FRANCE)に、平成23年7月1日付けで統合されました。なお、Sinopia Asset Management SAは、統合されたため、期末時点での資本金又は出資金はございません。

*5 当該会社との取引内容につきましては、HSBC Services Japan Limitedの東京支店に対するものです。

*6 当該会社との取引内容につきましては、HSBC Securities (Japan) Limited の東京支店に対するものです。

2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

The Hongkong and Shanghai Banking Corporation, Limited（非上場）

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自平成22年4月 1日 至平成23年3月31日)	当事業年度 (自平成23年4月 1日 至平成24年3月31日)
1株当たり純資産額	2,687,032.35円	3,308,230.02円
1株当たり当期純利益	1,057,621.14円	621,197.66円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。		

(注) 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下の通りです。

	前事業年度 (自平成22年4月 1日 至平成23年3月31日)	当事業年度 (自平成23年4月 1日 至平成24年3月31日)
当期純利益（千円）	2,221,004	1,304,515
普通株主に帰属しない金額（千円）	—	—
普通株式に係る当期純利益（千円）	2,221,004	1,304,515
普通株式の期中平均株式数（株）	2,100	2,100

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- ① 自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- ② 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- ③ 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下④⑤において同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は金融デリバティブ取引を行うこと。
- ④ 委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- ⑤ 上記③④に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5【その他】

（1）定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

（2）訴訟事件その他の重要事項

委託会社およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

（1）受託会社

- ① 名 称：三菱U F J 信託銀行株式会社
- ② 資本金の額：324,279百万円（平成24年3月末現在）
- ③ 事業の内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

（参考）再信託受託会社

- 名 称：日本マスタートラスト信託銀行株式会社
- 資本金の額：10,000百万円（平成24年3月末現在）
- 事業の内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

（2）販売会社

- ① 名 称：野村證券株式会社
- ② 資本金の額：10,000百万円（平成24年3月末現在）
- ③ 事業の内容：金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

（3）投資顧問会社（運用委託先）

- ① 名 称：H S B C バンク ブラジル エス エイ - Banco Múltiplo
- ② 資本金の額：5,568百万リアル（平成24年3月末現在）
- ③ 事業の内容：ブラジルにおいて主として銀行業務、資産運用業務を行っています。

2【関係業務の概要】

（1）受託会社

当ファンドの受託会社として、信託財産に属する有価証券の保管・管理・計算等およびその信託事務処理の一部の委託等を行います。

（2）販売会社

当ファンドの募集・販売業務、収益分配金の再投資に関する事務、収益分配金、換金代金および償還金の支払い等に関する事務等を行います。

（3）投資顧問会社（運用委託先）

委託会社よりマザーファンドの運用指図に関する権限の委託を受けて、投資判断・発注を行います。

3【資本関係】

委託会社と投資顧問会社（運用委託先）であるH S B C バンク ブラジル エス エイ - Banco Múltiploは、H S B C ホールディングス plc（英国）の実質的な子会社です。

第3【参考情報】

当計算期間において、ファンドに係る金融商品取引法第25条第1項に掲げる書類は、以下のとおり提出されております。

書類名	提出年月日
有価証券届出書の訂正届出書	平成24年 4月20日
	平成24年 4月24日
有価証券届出書	平成23年10月20日
有価証券報告書	平成23年10月20日
半期報告書	平成24年 4月20日

独立監査人の監査報告書

平成24年9月21日

H S B C 投信株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 安 藤 通 教 ⑨
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている「H S B C ブラジル株式オープン(野村SMA向け)」の平成23年7月23日から平成24年7月23日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、「H S B C ブラジル株式オープン(野村SMA向け)」の平成24年7月23日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

H S B C 投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※ 1. 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

※ 2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成24年6月15日

HSBC投信株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 安 藤 通 教 ⑩
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているHSBC投信株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第27期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、HSBC投信株式会社の平成24年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

